

石炭業 互助會報

第三卷・第十號

昭和三十三年十月二十日發行

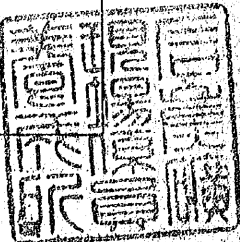
昭和三十三年十月二十日印刷
昭和三十三年十月二十日發行
（每月一回二十日發行）

63

十月號

目次

（卷頭言）護國の英靈に感謝す	鳴上辰之助	（一）
畫一的炭價統制は不可	野上辰之助	（二）
長期戦時体制下に於ける鐵鋼材需給に就て	椎野幸雄	（三）
瓦斯炭塵爆發豫防方法（一）	河野卓一	（六）
参考資料		
輸出入臨時措置法による石炭配給統制規則制定		（四）
若松曳揚炭掃除炭入札		（五）
爆發豫防試験所福岡、札幌に新設決定		（六）
注文統制の方法で鞍山用機配給統制		（九）
石炭船運賃		（三）
彙報		
原料炭需給確保と配給規則簡易化其他		（四）
本會記事		
理事會		
肥前支部第一回理事會		（五）
互助會時局對策協議會		（六）
互助會肥前支部發會式		（三）
互助會皇軍慰問團出發		（四）
石炭鑛業權設定		（五）
炭界雜誌		（六）
文藝		（七）
（福岡鞍山監督局管内）		
才津原生		（六）

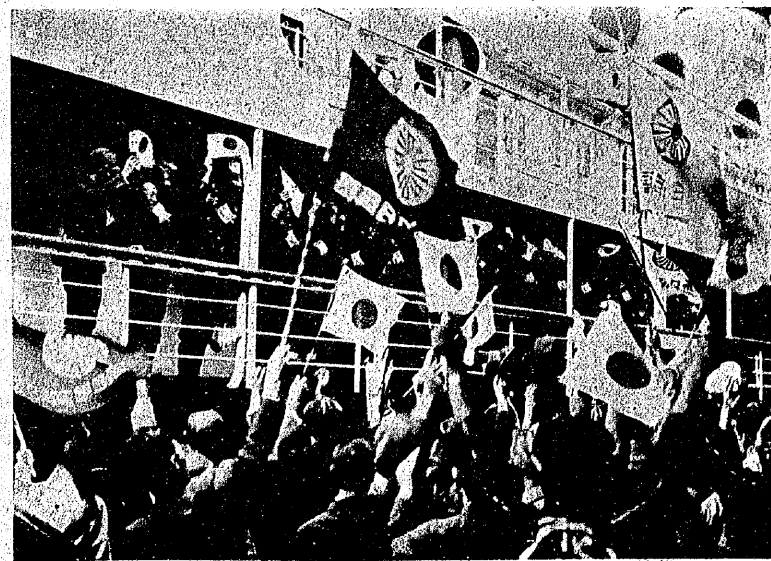


石炭業互助會發行

互助會皇軍慰問團



下關山陽ホテル前記念撮影



下關埠頭德壽丸の上の一と盛大な見送

(福岡日日新聞寫真部撮影 下關要塞司令部許可済)

京都帝國大學助
教授理學士

上治寅次郎先生著

昭和十三年二月刊行

北松浦炭田地質說明書

附錄

袋入折疊炭田地質圖並炭層柱狀圖
炭層對比圖七種ヲ納ム

◆菊版 函入

插圖化石寫真數種

◆分讓實費參圓

(送料十錢)

長崎縣北松浦郡佐々村
北松南礦業會發行
振替福岡三四二五番

北松浦炭田は將來益々開發せらるべきものなるに拘らず、其の地質文献稀有にして、採炭計畫樹立に不便尠からざるを遺憾とし、夙に本邦炭田地質の研究に蘊蓄を有する京都帝國大學助教授理學士上治寅次郎氏に囑し、氏の數年に亘る眞摯なる學問の良心と鯁骨なる苦心との下に根本資料を探り、以て實地調査と學理研究とを併せて成就し、即ち茲に本書を得たり、是蓋し北松浦炭田寶庫開發の鍵たるや言を俟たず、敢へて坐右必須の書として汎く斯界業者に之を提供する所以なり。



—◁ 言 頭 卷 ▷—

護國の英靈に感謝す

今次支那事變の聖戰に尊き犠牲となられた英靈を合祀する招魂式は、去る十七日靖國神社招魂齋庭に於て厳かに執行された。

今回合祀された加納部隊長を始め一萬三千三十四柱を加へると、實に十四萬五千八百三十四柱の英靈は永遠に靖國の靈となつて神鎮まるのである。靖國神社大祭第二日の御儀の十九日、長くも天皇陛下に於て午前十時宮城御出門、同神社に行幸、親しく一萬三千三十四柱の新合祀の英靈並びに護國の祭神に御拜あらせ給ひ、午前十時十五分天皇陛下の御親拜のびとときには、一億の民草こそつて、一分間の黙禱をささげ大御心を體じ奉り全國民は皇軍將兵諸士の勞苦と護國の英靈に對し奉り、更に感謝感激の念を深めるのである。

是等護國の英靈は、日清、日露の二大戰役を始め、近くは滿洲事變、上海事變及び今次の支那事變に於て、陸に海に空に赫々たる武勳をたて、明治維新以來躍進又躍進を續けつゝある興隆日本の礎石として、東亞永遠の平和確保の守護神として、未來永劫大和民族の子々孫々に至るまで護らせ給ふのである。

今や無敵皇軍は、暴將蒋介石最後の據点たる漢口攻略に快進撃を續けつゝあり、今又南支方面に於ては、海陸空の三者一體となり一兵も損せずしてバイアス灣に敵前上陸して廣東へ廣東へと怒濤の如く押し寄せつゝある是れ固より上御一人の御稜威と君民一體、一君萬民の日本獨特の國民精神の成果にして、東亞永遠の平和を確保し、世界平和に貢獻するは、我國建國以來の大理想である。(晴濤)



畫一的炭價統制策は不可

—中小炭礦の特異性を認識せよ—

石炭鑛業互助會々長
互助會石炭株式會社々長

野上辰之助

本文は既に野上會長が鑛業評論、石炭タイムス其他に發表せられたるも、其後武内專務、山本取締役、木會監査役、西本理事の上京委員一行が政府當局と炭價問題にて折衝し中小鑛業の特異性を強調して當局をして好く認識せしめ、炭價値下問題に就ては昭和石炭系に比し相當緩和した額、即ち塊炭七十錢、中塊六十錢、粉炭四十錢の値下を發表して其の承認を得たので、九月一日から實施して居るが本會報にも掲載することにした。

石炭が太陽の如く吾々の日常生活にとつて最も重要な必需品として一日も缺くべからざるものであることは何人も知悉する處であり、就中戦時經濟の最高潮に達した今日、それが支配的的重大性を有するにとは特に説明する迄もない事實である。まことに、石炭はそれ自體最も有力な工業用燃料動力であると同時に、またそれを焚いて電力を起し、それを燒いて瓦斯を造り、それを潰して石油を採ることが出来るので、恰もニエルギーの源泉とも稱すべく、従つて凡ゆる物資は悉く直接間接或る程度の石炭代を加味せるものなるが故に、當面の非常時物價對策を論ずる場合に於ても、先づ以て石炭價格統制の必要が主張せられるのは蓋し故なきではない。されば商工當局に於ても、炭單引下の必要を痛感せられ、之が實現方に就き多大の努力を拂ひつゝあつたが、既に家庭用炭及び浴場用炭の卸小賣價格の最高標準價格の決定を見、爾來之が勵行を嚴重に監督してをるが、更に一步を進めて石炭の全分野に亘り價格の引下をも斷行するに至つたことは周知の通りである。

である。

斯如き商工當局の炭價抑制策は、この際原則として誠に當を得た措置と稱すべく、我々當事者としても國策の大方針に順應する精神に於ていさゝかたりとも吝でないことを斷言して憚らぬものである。然乍ら、吾人が茲に敢て一言せんと欲するものは、若しも炭價引下の方法にして其の當を得たものでなければ、その結果却て出炭高の減少を招來し、配炭の不足を生ぜしめ需要家に多大の不便と不安を興へる懼れが極めて濃厚であるが故に外ならぬからである。例へば、商工當局が、従來他の諸商品に對して加へたと同様の方針を以て畫一的に炭價引下を企圖し、大炭礦と中小炭礦の別を省ることなく、全國一率に現行山元値段より一割又は一割五分の引下を要求するが如きことあれば、中小業者の蒙る負擔は餘りに過大となり、延ては稼行に重大障害を來たさざるとも計り難く、我々當事者として寔に遺憾千萬と云はざるを得ない。

惟ふに中小業者の特殊性を考慮せざる畫一的な統制の強化が、結局大資本家を利することとなり、所期の目的達成を困難ならしむることは綿業リンク制、鑛山用物資配給統制、其他萬般の統制に關して等しく認められる事實である。而て吾人をして云はしむれば、大小業者の經營條件の差異は、石炭鑛業に於て最も甚しきものと稱すべく、若しも中小坑主の特殊性を認めざるが如きことあらんか、所詮中小業者を壓迫するにとゞまり、石炭増産工作に悪影響を與ふことは火をみるより明な事實である。

この點を一層明瞭ならしむる爲左に聯合會系大手筋炭礦と互助會系中小炭礦の重大な相違、並に聯合會系炭礦内部に於ける大財閥系炭礦と然らざるものとの相異を比較検討し如何に畫一的炭價統制策の不當なるかを指摘する次第である。即ち、いま其の相違點を列擧すれば次の如し。

- 一、鑛區購入價格の大なる相違
- 二、鑛區の優劣、鑛量の多寡の相違

- 三、技術者の良否の相違
- 四、労働者の稼働能力の相違
- 五、鑛區所在地の便と不便による運賃の相違
- 六、大量出炭と少量出炭によるコストの相違
- 七、荷役運搬諸設備の相違
- 八、販賣機構並に販賣先の相違

二

第一に、先づ鑛區購入代の相違に就て若干説明を付け加へて置かう。元來、大手筋炭鑛が鑛區を購入したのは、大體明治初年より明治三十四、五年頃の間に於て、石炭鑛區の價值そのものが未だ充分世間の認識評價する處とならず、極めて平易安價に買収することが出来たため、その價格は坪當り僅か一、二錢乃至一、二厘と云ふが如き甚だ低廉なるものにして、或は單に登録税のみにて尨大な鑛區を入手し得たのである。之に反し互助會系中小坑主は孰れも坪當り四、五十錢より多きは二、三圓の高價なる鑛區を所有してをる。而も、そのうち比較的鑛量の豊富な鑛區は、近年資本關係により續々大手筋炭鑛に買収せられたため、現在残つてをる中小炭鑛の埋藏量適當り鑛區價格は非常に高價に付く従つてその生産費に多額の償却代を計上しなければならぬ。既にこの點だけでも、大炭鑛の山元生産費と中小炭鑛のそれには大きな開きを生ぜしめる。これは獨り中小炭鑛業者のみならず、日産化學、東邦炭鑛の如き大炭鑛業者にしても近年鑛區を買収したものは等しく痛感する處にして、三井、三菱はじめ其他明治初年より早くも稼行を開始せる既成大財閥系炭鑛とは全然事情を異にしてをる。

三

次に鑛區の優劣、鑛量の多寡に就ても、同様の相違が指摘される。即ち、大財閥系大手筋炭鑛は、中小炭鑛よりも、創業の時期に於て遙に早く、また資力の點に於ても勝つてゐたため、全國主要炭田に於て、炭質上等にして鑛量豊富な優良鑛區を獲得することに成功した。之に反し中小業者の鑛區は炭質劣り鑛量また少く其収入の點に於ても到底大炭鑛に及ばぬのである。

更に炭鑛技術者の選擇に關しても、大手筋炭鑛と中小炭鑛との間に格段の差異が認められる大手筋炭鑛は、優秀な技術者を得んがため資力に飽かして高給を以て之を迎へることは勿論、既に在學中より人物、學術共に優良なるものに對して給費し、雇傭契約を結んでをる。之に反し互助會系中小炭鑛は稼行條件が劣るため到底大炭鑛並みの高給を拂つて優良技術者を迎へることは困難であり、また事實技術者としても鑛量少く命脈短き中小炭鑛に進んで投するが如きものは極めて稀である。従つて、中小炭鑛としては、大手筋炭鑛に於て整理された老朽者か或は不良者を採用するか、若くは坑夫より實地で鍛え上げた經驗者を主任技術者に昇格せしめる外はない。孰れの場合にしても、中小炭鑛の技術的能力が大手筋炭鑛に比し遙かに劣るのは言を俟たず、その結果石炭の生産費に尨からぬ高低を生ぜしめることも否み難き事實である。

同様の相違は労働者の雇傭に就ても指摘し得る。即ち、大手筋炭鑛は炭層が優秀であり、坑内外の稼行條件が凡て完備し、待遇も良いので山間僻地より雇強な青壯年を坑夫として雇入れることが容易であり、而も短期間に一人前の熟練工として最高能率を發揮せしめることが可能である。然るに互助會系炭鑛は、既述の如く凡ての條件待遇が劣る結果、勢ひ坑夫の募集が容易でなく、己むを得ず雇傭勞務規則の許す最小最大老若者までも使用し、更に前科者、癡疾者でも勞働可能なるものは之を使用すると云ふ現狀である。従つて、大、小炭鑛に於ける採炭能率の差は極めて甚しく、之が生産者に重大影響を及ぼすことは論を俟たない。

四

次に鑛區所在地の相違がコストに尠からぬ影響を興へることを一言して置かう。今日、大手筋坑主の所有炭礦は概ね交通至便な地を占めてをるため、市場までの運賃が尠く、また多少不便な處に在つても、夫々専用鐵道を設けて海港まで安價に運炭することが可能であり、また専用の汽船を所有して市場まで經濟的に運送することが困難でない。而も、大炭礦は全國各地に炭礦を經營してをるので、その所在地の便不便に應じて各々主要市場へ最短距離運送をすることが容易であるから、全出炭高を平均すれば、その運賃は比較的低廉を保つことが出来る。之に反して、互助會系中小炭礦は、單に一坑のみを所有するもの多く、而も概ね山間僻地に在るため、自然市場迄の運賃を多額に支拂はざるを得ない憾がある。これ亦、生産費の高低を左右する有力な一因に數へられる。

加之、大手筋炭礦は大量出炭が可能なので、これに依りその生産費を思ひ切つて引下げる餘地がある。大量出炭の利益は蓋し尠くないが、一例として排水費に就て考へてみよう。元來互助會系炭礦は古山又は露頭先掘が大部分を占めてをるため、出炭の割に多額の排水費を要する。然るに大炭礦に在つては出炭が多いため、随當り排水費は中小炭坑に比してはるかに少額で済む。この點も、大小坑主の生産費を比較する場合、見通し難き相違である。

猶ほ荷役運搬諸設備の優劣も、石炭諸掛りの多寡に尠からぬ影響を興へる。即ち、大手筋炭礦は、積込設備が完備し貯炭場も有利至便の地を占めてをるが、互助會系炭礦は積込機を有せず、貯炭場設備は勿論、専用線もなく、自然積込費用も大手筋炭礦に比し可成り増高するを免れない。

最後に販賣機構及び販賣先の相違の影響に就て特に一言して置かなければならない。即ち財閥系大手筋炭礦は孰れも同一系統の販賣會社を經營してをるため、萬事有利に賣炭出来るのに反し、互助會系中小炭礦は他の石炭商に賣炭を依頼するものが尠くないので、賣炭手数料その他に於て不利を蒙る懼れがある。また大手筋炭礦の賣炭先は、同一財閥系統の工業會社が多い關係上、たとへ石炭を安く賣つた、め石炭會社としての利益は薄くても、其の財閥全體としてみるとき

は何等不利ではない。他方、互助會系中小炭礦の賣炭先は何等かゝる資本的關係なく、單なる需要家であるため炭價の低落は取りも直さず炭礦の負擔とならざるを得ない。中小炭礦が大炭礦に對抗し得ざる理由の一つは即ちこれである。

五

以上各項に亘り列擧せる以外にも、猶炭礦經營上聯合會系と互劣會系に多くの優劣が発見されるのであるが、如斯き不經濟な中小炭礦はこの際寧ろ廢業閉鎖せしめた方が、國家經濟上利益ではないか、と云ふが如き意見も無いではない。然乍ら、それは非常な誤りであつて、現在全國出炭高の一割四、五分を占める之等中小炭礦業は、苟も炭礦業の存在する限り永久に稼行出炭せしむべきものであり、國家的にみても絶對に見逃す可からざる一大寶庫と稱しても敢て過言でないと思はれて疑はないものである。

即ち今日、互助會系炭礦の出炭高は最近の新加入坑を加算すれば年産五百萬噸の多きに上るこの外從來互助會員の開發稼行に係り、一兩年中に資本薄弱のため已むなく大手筋炭礦に譲渡せる左の各礦の出炭高を加ふれば實に六百四、五十萬噸の巨額を算し、如何に互助會系炭礦が炭界に重要な役割を演じてをるかを如實に物語つてをる。

炭礦名	前經營者	引受人	年産高概數(噸)
池野	靜	日鐵	一三三、〇〇〇
鞍手	金丸	東邦	二三七、〇〇〇
大谷	大谷	東邦	一九五、〇〇〇
天道	野上	東邦	二〇三、〇〇〇
筑紫	野上	東邦	一四五、〇〇〇
長禮	野上	東邦	六八、〇〇〇
深坂	岩崎	東邦	九五、〇〇〇
勝田	中島	三菱	一五五、〇〇〇

之を譬ふるならば、大手筋炭礦の採炭は恰も肴や馬肉のブライ身のみを取り骨式スリブを捨て、省みざるのに反し、我々互助會は廢物を利用し、天下の遺利を活用するため、この骨式スリブを取るのに酷似してゐる。また人的には、大手筋の使用せざる人間をも最大限度まで使用してをるため、大手筋炭礦の採炭夫一人當り出炭二十噸餘に比し、互助會のそれは僅々十噸そこゝに過ぎず、この意味に於て互助會は炭界の掃除人夫であり、また最低勞働力の消費者である位置に甘んじ、それより生ずる多大の犠牲を冒して専ら鑛業報國の一途を邁進しつゝあるものである。

六

この時、恰も炭價引下の聲を聞く。それは結局時代の要求であり、我々は敢て之に異議を唱へるものではない。然乍ら若しも以上述べた如き大小炭礦の經營上に於ける大なる相違を認識する處なく、中小業者の特殊性を何等省みずして畫一的な炭價引下策を實現するに於ては、實に中小業者をして死地に陥れるのみならず、炭界當面の大問題たる増産の目的達成を尠からず阻害する恐れのあることを、茲に繰返し力説して敢て當局者の反省を促す所以である。然らば實際問題として、一體如何なる方法が最も適正妥當であるかと云ふに先づ炭價を引下げんと欲するならば、個々の炭坑に就いてその經營の實情を詳細に調査検討し、夫々現状に即した合理的な販賣統制を期すべきである。それには共販會社を設立すること、是非とも必要であつて、各炭礦の出炭は政府の命する標準山元價格に従つて共販會社が買上げ之が販賣を行ふを至當とする。かくすることに依り、貨車の増設も要せず、積込機の機能運用が合理化し、埠頭若くは貯炭場の使用も順調に運び販賣諸手数料も節減し得られる等、種々の好影響が生ずるので、需要家の受くる利益も尠からず、また礦主としても安心して稼行に専念し得るが故に、當面の増産問題も容易に解決せらるゝものと期待される。

共販會社に依る石炭買上の具體的方法を決定するに當り、最も參考になると考へられるのは鹽專賣法による鹽の賠償價格及び臺灣に於ける樟腦の買上價格等の例である。即ち之等の價格決定に際しても孰れは其の生産費を標準とするもので

あるから、コストの高い中小業者も安んじて事業を進めることが可能であり、従つて生産高も容易に増加せしめることが出来るのである。

七

尙ほ斯如き共販會社の設立を機會に是非とも斷行すべきは炭礦の勞働統制である。今日、増産問題と關聯して最もその必要を痛感されるのは稼働者の移動率を如何にして最小限度に喰ひ止めるか、と云ふことである。それには、先づ國家總動員法に規定せる國民登録制の條項を發動して、炭礦稼働者の登録を實施すべきである。勞働登録制は今日諸外國に於て施行せられてをるが、わが國勞働者の現状よりみるも、自由勞働の放任政策は勞働者に對する眞の親切を缺くものであり延ては勞働者自身も多大の損失を蒙る結果となる。例へば、炭礦災害の犠牲となれる死傷者の大部分は、移動後一ヶ月以内の不慣れた新入坑夫で占めてをる實情である。かゝる災害を未前に防止するため、勞働者が或る炭礦に移動稼行せんとする場合には、先づ其の炭礦の模様を充分知悉せしめ、然る後稼行を志願せしめ、而て炭礦入籍後は尠くとも最低六ヶ月以内に移動することを禁ずることが適切な措置であると考へる。かゝる規約並に注意條項は、豫め勞働手帳に掲記して置くを至當とする。炭礦の勞働統制の具體的方策に關しては別の機會に詳細に検討することにしたいが、孰れにしても其の急速なる實現を期待して熄まぬ次第である。

終りに臨みこの際商工當局に特に要望して置きたいことは前述の如き石炭生産費の一例より推しても明らかな如く炭礦業と云ふものが極めて複雑にして特殊性に富むものであるが故に若しも炭礦業の本質を認識する處なくして、之が統制を企圖するが如きことあれば、その結果非常な見當違ひに陥る恐れがあるから、かゝる弊害に陥るのを避けるため充分なる理解と認識とを以て石炭政策を遂行せられたいことである。先般新聞紙上に傳へられた如き經營困難な弱小鑛山を整理すると云ふ方針は、金屬山と石炭山との別に應じて夫々適當なる方策を講ずることを必要とする。猶ほ元來石炭礦業はその

發生過程に於て大財閥と密接な關聯を有し、また今日に於ても財閥の勢力最も強き産業部門であるが故に、從來稍々ともすれば商工當局の監督統制方針が之等財閥の意嚮により拒否せられ變更せられた傾向は否み難い事實である。然乍ら時局は斯如き財閥による利益の壟斷を許さない。時局の必要とする正當な石炭國策遂行のため當局の斷乎たる決意を望んで熾まぬ。

(完)

長期戦下に於ける鐵鋼材

需給調節の問題に就いて (下)

商工省書記官 椎野幸雄

八

そこで應急的な對策として輸入増加、鐵を海外から多量に輸入すると云ふことが考へらるゝのでありますが、日本の貿易状態と云ふものは御承知の通り萬年入超國と言はれて居るのであります。決して樂觀出來ない情勢に在るのであります。況や、外國爲替管理法、輸出入品に關する臨時措置に關する法律といつたやうな法律を作りまして極力貿易統制に努めて居る現在輸入の増加と云ふことは成るべく避けたい、若し輸入が増加すればその決済資金として多量の金が外國へ流出しなければなりません、然るに不幸にして日本の金の保有量は決して豊でない。その爲に無暗と輸入を増加するといふ譯には參らぬのであります。斯様な譯合で急増せる鐵鋼の需要に對應する様に供給を増加するといふ政策を採ると云ふことは極めて困難なのであります。従つて我國に於ける鐵鋼の消費を節約し需給を調整しなければならぬ、鐵鋼の國內使用は成るべ

く切りつめて、無駄のないやうにしなければならぬと言ふことになるのであります。

斯くして先づ官廳の廳舎の築造は或は繰延べ、或は中止するといふことになりました。又政府は法令に依り各方面に於て鐵鋼材の使所制限を致して居るのであります。其の根幹を爲すものが先程一寸申しました、昨年九月に出來ました輸出入品等に關する臨時措置に關する法律なのであります。

この法律の大体の説明を致しますと、第一に政府は今回の事變に關し國民經濟の運行を確保する爲に、特に必要ありと認めるときは命令の定める所に依り物品を指定し輸出若は輸入の制限又は禁止をすることが出來るのであります。第二に政府は今の場合と同じやうに特に必要ありと認めた場合に於て輸入制限又は其の他の事由に因り需給關係が圓滑に行かぬ場合に其の調整の爲に必要な物品に付いて命令の定むる所に依り、當該物品を原料とする製品の製造に關し必要なる事項を命じ又は制限をなしたり或は當該物品、或は之を原料とする製品の配給、譲渡、使用、消費に關しまして必要なる命令を發するのであります。第三に右物品の需給關係を調整する爲に需給調整協議會を設置する、と、云ふことを決定して居るのであります。

この法律に基きまして政府は鐵鋼の使用を制限する商工省令を昨年秋季から今年にかけ續々出して居ります。其の第一は昨年十月十一日商工省令第二十四號を以て制定され本年七月十一日改正されました鐵鋼工作物製造許可規則と云ふものがあります。これは鐵鋼を使用して工作物又は建築物を築造する場合、地方長官の許可を得なければならぬ、但し商工大臣の指定した時局に緊急なる事業(例へば採鑛業並に金屬製鋼業及製鐵業)に用ひらるる工作物の築造は許可を要しないのであります。それも當初は使用量五十噸以下のもは適用が無かつたのであります。七月の改正によつて全部適用を受けるやうになつたのであります。

それから第二には、これは今年四月二十五日商工省令第十九號を以て制定されましたのであります。商工大臣の指定

これ等は直屬の共販でありますが外廓的な共販がこの外に二つあります、それは薄板と鋳力の共販であります、その他に生産統制機關たる鋼塊組合と云ふものがあります。又各種共販組合の下に組合員と特別關係のある指定販賣人と云ふものがあります。その中には所謂指定問屋とそれ以外の鐵問屋即ち特約店とがあるのであります。前者は全國で五十四店あり、全國鋼材商業組合を組織して居り後者は大体三千店と云ふ見當であります。

配給統制機構が備はりますと共に之に附隨して價格統制と云ふことが重大問題となることは當然考へなければなりません、此の点に付ては既に共販で決つた建値に一定の口錢、運賃といふものを加算した價格に依ることになつて居ります。鉄鐵の部門は非常に配給機構が完備して居りまして切符制の必要は無い位であります。ところが斯様に鐵鋼配給統制規則施行に伴ひまして鐵鋼の配給が法的に規律されることになり其の機構も殆ど整備せられて來たと申しましても配給統制には現在尙相當の缺陷があることを認めなければなりません、その主要なるものを一つ申上げますと配給統制の基本をなして居ります鐵鋼の總需給計畫といふものが目下の處非常な齟齬を來たすことが多いと云ふことであります。中央の鐵鋼統制協議會に於ては第一分科會に於て日本に於ける鐵鋼の總需給計畫を樹てるのであります、軍需用鐵鋼材は何時どれだけ量を必要とするか分らないのであります。而も軍需用鐵鋼材の供給は何をさて措いても之を確保しなければなりません。供給豫定額の一部たる輸入豫定額は爲替管理によつて突然變更されることもあり得るのであります、これも輸入の均衡と云ふ点から致しまして已むを得ない所でありまして従つて需給計畫が屢々齟齬を來すことになる譯であります。

又消費者と配給者の連絡に缺くる所がある爲切符を出しても鐵鋼の供給が之に伴はぬ場合があります、切符は發行して貰つたが肝心の品物が手に入らぬといふことは往々にして耳にする所であります。斯くの如く鐵鋼の需給調節は未だ必ずしも本當に圓滑には參らぬのであります、我々は現在の時局柄どうかして、こゝにいふ缺陷を捕ひ又或る程度の不足はこれを忍んで行かねばならぬと思ふのであります。

何分にも日本は今回の様な大規模な戰爭をやつたことは始めてであります。嘗て世界大戰に於てイギリス或はドイツと云つたやうな國が各種資源の動員を敢行し民需關係の消費を極端に切りつめて、軍需品の供給を確保したと云ふ事例を我々は聞いて居りますが日本に於ては本格的な物資需給計畫を實行したといふことは今回の事變が始めての經驗でありまして、これを或る程度まで圓滑に行かせる爲には尙相當の時日を要するといふことは我々の充分覺悟しなければならぬのであります。

我々は此の劃期的大事業たる物資總動員計畫の遂行といふ國策に副ふ爲には多少の不便不満はこれを忍んで行くといふ心構が肝要であると私は考へて居ります。又一方に於て私の最も希望して居りますことは、鐵鋼の消費節約をする爲に成るべく鐵材に代はる物資即ち代用品を考究するといふことであります。鐵に代るものとしては色々な物が挙げられますが最近の研究は非常に進んで參つて居るやうであります、昨日あたりの新聞紙に載つて居る所に依りますと九州帝國大學に於て遠心力を應用した鑄造機械が考案せられて居りましてそれによつて作られた鑄鐵と云ふものは普通の鐵材に比し二倍の強靱性を持つて居るといふことであります。従つてこゝにいふ鑄物を作れば使用量を従來の半分に止めることが出来ることになるとあります。その他にも特に陶磁器或は木製品或は合成樹脂等、代用品の研究が非常に進展して參つて居ることには非常に喜ばしいと存じて居ります、又最近速水博士は高力陶器高力セメントを發明されて居ります、又ストニルと稱する鐵の代用品も發明されて居るやうであります。更に鐵管代用品としてエタニットパイプが既に相當廣く使用されて居ることは非常に喜ばしい傾向であると考へて居ります。

十一

それと共に私は鑛山で使ひ古した機械器具、屑鐵、古レール等云ふものを出来るだけ回收したいと言ふことを考へて居ります。現在日本に於て鋼塊一匁を作るのに其の中四〇〇匁は新しい鐵を使ひますが、其の残りの六〇〇匁は屑鐵を使

用して居ります、従つて屑鐵の輸入も非常な多額に上つて居ります。我々はこの際鑛山に於て使ひ古した鐵鋼材を出来るだけ回収したい廢品の回収に充分考慮を廻らさなければならぬと思ひます。

惟ふに日本の戦争目的遂行の爲に必要な各種の物資の中で鐵及石油の二つが最も重要なものでありましてこの二つの供給が完全に確保されなければ今次の聖戰に於て徹底的勝利を得ることは出来ないであります、故に我々は出来る限り鐵鋼材の使用を減らさねばなりません又割當てられた鐵材はなるべく有効にこれを使はなければなりません。昨年十二月五日福岡鑛山監督局に於て鑛業報國運動を提唱致したのでありますが、この鑛業報國運動は實施事項の一つと致しまして無駄排除が掲げられて居るのでありましてこの無駄排除は凡ゆる点に於て最も注目すべきことでありますが、特に軍需用として將又生産力擴先用として非常に必要な鐵鋼材の使用に關しては此の無駄排除といふことは是非とも眞剣に考へなければならぬのでありまして、或は廢品の同收に或は消費節約に付きましては各位に於ても格別の御考慮をお願いしたいと思います。

砲煙彈雨の中に文字通り汗と血に塗れながら皇國日本の使命達成の爲に働いて居る忠勇なる將士の事を想ふならば、我々は第一線に於ける軍需品の供給だけでも確保しなければなりませんその半面には重要軍需物資の國內消費は出来るだけ差控へるといふ覺悟がなければなりません。

現代の戦争は國家總力戰であります我々が其の持場に於て眞に良く時局の重大性を認識し其の職責を完全に果し國策に順應し得るか否かがこれが戦争の勝敗を決する大切な鍵となるものであることを三思せねばならぬのであります。従つて物資の不足してゐる日本の國に於て軍需資材として將又生産力擴充資材として最も重要である鐵鋼材の需要供給調整といふ國策の線に沿ふ爲には我々は凡ゆる努力を拂はねばならぬのでありまして、特に技術者としてはどうすれば最も鐵を有効に使ふことが出来るか、消費の節約が出来るかといふことを考へることが肝要であります、そして又鐵材をなるべく

大切に使用するといふことが必要なのであります、少量の鐵材を以て而も最大の能率を擧げること、これが石炭鑛業に携はつて居る者の責務であります。

十二

今日は鐵鋼材を販賣される方も大分お見えになつて居りますが石炭の重要性はこれは私があらためて申上げるまでもないのであります石炭の用途は決して燃料だけではないのであります。最近重工業又は化業工業に使はれる石炭は非常に澤山な量に上つて居り、近代科學戰の策戰資料として重要な毒ガス、煙幕の製造に用ひられ又製鐵用原料炭として使用せらるゝものもあるのであります各位に於かれては此の邊のことを充分御承知下さいましてどうか石炭山用鐵鋼材の供給に付ては格別の便宜を計つて戴きたいのであります。

今まで色々と申上げましたが要するに長期戦下に於ける日本の物資需給の問題は刻下の緊急重大問題であります。特に事變の目相遂行の爲には重要軍需資材としての鐵鋼材の需給調整を完全ならしめるといふことが絶対に必要であります。故に私はこの問題に關し石炭山の操業に携つてゐる方々、鐵鋼材販賣業者の方々の御協力をお願い致したい、そして經濟戰に於て完全に敵を制壓して非常時局に立つ日本をして東洋平和延いては世界平和確立の爲め今回の聖戰を遂行せしむるに遺憾なきを期したいと考へてのであります。

各位に於れましても充分現下の時局の重大性を認識せられて長期戦体制下に於ける鐵鋼需給の國策に全面的に努力せられんことを特に願ひする次第であります。(了)

(昭和十三年九月五日、於若松市商工會議所)

瓦斯炭塵爆發の豫防方法

(一)

河野卓一

緒言

炭坑の災害で爆發程恐ろしいものはない。而して誰れもが絶対に災害を起すまいと苦心してゐるにも拘らず尙之を根絶する事が出来ないで、其の都度多くの罹災者を出して罹災本人又は遺家族に迷惑をかけ、國家的にも大なる損失を及ぼしてゐる事は甚だ遺憾な事である。

大体爆發豫防は合理化運動の第一歩に來るもので十五年二十年の昔はいざ知らず、爆發の原因竝に其の豫防法の明らかになつた今日に於ては當事者が充分なる努力を以つてしたならば其根絶は困難な事ではない。彼の落盤に因る災害の如きは寧ろ絶対に撲滅する事は困難であるかも知れぬが、其の負傷の原因を吟味調査し、之に對する豫防法が講せられてゐる爲今日に於ては其の數は明らかに減少しつゝ、

ある。人間の特性として死傷者があつた場合とか或は爆發でもあつた其當座は非常に緊張して再度の失敗を招くまいと努力はするが、時日の経過と共に漸次警戒は怠り勝となり過ちを繰返す事がある。かりそめにも油断は禁物である往々經濟と保安とは兩立せぬと云ふ考へを持つて居る人が今でもあるが、之は根本的に間違つた事で保安があつてこそ初めて經濟が成り立つのである。

瓦斯及び炭塵に付て

瓦斯 炭坑で一般に瓦斯と稱するは「メタン」瓦斯の事である。草木が炭化作用を起して石炭に成らんとする時、氣體として石炭層中に残つたもので、相當高い壓力を持つてゐる。故に新しい區域に向つて石炭層中を掘進して行く時、瓦斯は坑道に向つて炭層中よりは無論の事、天磐又は

下磐の割れ目を通じて湧出し、時には非常な勢を以て噴出する事もある。

坑内が發展し新區域に向つて坑道が澤山掘進されるればされる程、坑内の瓦斯量は増加する。新山は瓦斯が多いと云はるゝのも此の爲である。又瓦斯は石炭層中よりも含煤層中の方が含有量が多い様である。

瓦斯の重さは〇・五五の比重を持ち大約空氣の半分位の重さである。従つて天磐の高い個所又は昇切羽等に鬱積し易いものである。此の瓦斯が空氣とよく混和されると分離し難い性質を有し、氣中五・五%あれば爆發性を持ち九・五%に達すれば最も激しく爆發し、一五%に達すれば爆發しないと言はれてゐる。然し炭塵が之に加はれば二%の瓦斯量でも容易に爆發を起すものである。

炭塵 炭塵は石炭が微細に碎かれたもので、石炭採掘の場合に生じ、氣流に連れ坑内各所に飛散し易いものである之に點火すれば大きな爆發を起すもので、一度爆發を起せば其強い風によつて、次の區域の炭塵を煽り立て、爆焰が傳つて、次々と爆發を傳播する。

炭塵の微細度 炭塵は其の粒子が小さければ小さい程危険性が多く且空氣中に浮遊し易いものである。石炭の質に依つて違ふが、一般に一寸に付て二十メツシユの篩を九五%通るものは爆發性に富み、二百メツシユ通るものは最も甚だしいと云はれて居る。一般に碎の上等に沈積したものは微細で其の四十%は二百メツシユを通るもので、坑道面上のものは十乃至二十%が二百メツシユを通るものである。

炭塵に點火するに必要な條件は炭塵が空氣中雲狀に浮遊し、空氣中一立方尺に付〇・八五乃至一・一〇匁あれば完全に爆發し〇・五匁あれば爆發を次ぎくゝに傳播し得ると稱せられて居る。

炭塵の揮發分 炭塵の揮發分の多少は其の爆發性を左右するもので、色々の説があるが大体に於て一%以下なれば完全、三〇%になれば最も危険だとされてゐる。

炭塵中の不燃質物の量 炭塵中の不燃質物、即ち灰分はそれが増加する程、爆發の危険から遠ざかるもので、又例へ爆發しても其の爆焰を他區に迄傳播せしむる力が衰

へるものである。即ち灰分が可燃質の炭塵の密度を減少し爆發に要する熱量を取り去つて、溫度を低下せしむる爲である。其の分量は五〇%あれば初發の爆發を防ぐに足りるが、一旦發生した強力なる爆發は防止し難く、少く共七〇%以上の灰分を要すると言はれてゐる。茲に於て岩粉撒布が必要となつて來るのである。

瓦斯炭塵爆發豫防策

爆發は瓦斯のみでも起る時と、炭塵のみでも起る時と、或は其の何れかが原因ともなり、結果ともなつて起る場合もあり、或は瓦斯爆發と炭塵爆發とが併發する事もある。

爆發の原因には種々あらうが、大体に於て(一)發破(二)安全燈(三)電氣設備(四)自然發火(五)發火器具の五つが主になつてゐる様である。然し之等が假に不備なる点があつたにしても、其處に瓦斯炭塵が存在して居なかつたならば、即ち通氣保安が完備して居なかつたならば決して爆發は起らないと思ふ。

イ、採炭計畫

爆發豫防に當つて第一に考慮しなければならない事は採炭の計畫である。坑内は日に月に發展し、仕事場は漸次奥部に進行し、總ての系統が複雑になつて來るが、其の内通氣力が不足し仕事場は熱くなり、時には瓦斯が停滯し、作業を中止しなければならぬ時がある。最初より合理的計畫を樹て、行はれたならば作業の統一は勿論の事、能率は向上し、通氣法も簡易となり、巡視監督に都合よく、起らんとする危険をも未前に防止する事が出来る。

計畫を樹つるに當つて、第一に考へねばならぬ事は、通氣と保安である。良くある例であるが出炭のみを考慮し通氣を考へず、坑内各所に手を染め遂には通氣の行詰りを來す事がある。通氣保安が順調であれば仕事は圓滑に行はれ能率も増進する事となるから、宜しく將來を慮り、之に重きを置いて計畫すべきである。又計劃の中に必ず考慮に容るべき事は、排氣坑道である。將來此の排氣道に何程の風量を通すべきかを熟考して、相當の餘裕をもつ大なる坑道を掘進する必要がある。坑内が發展し風量の増加を要求する場合、事實上排氣坑道の切廣めは仲々困難な事で、仕事

の行詰りとなり、手數と經營に稍々餘分の費用を掛ける事になる。又風通は大抵物の運搬に不便である。支柱材料の如きも離れ易いから鐵棒の如き、或は「セメントガン」の如き、修理の度が少いものを使用すべきである。又風槽の如きは一度造れば其の才數を大きくする事や、或は軌道面上の高さを加減する等は出來兼ねるものである。最初より大きなもので坑道下磐よりの高さも充分にとつておく必要がある。

ロ、通氣

通氣が理想的に完全に、何處に行つても無理な手段が講じて無く、瓦斯の停滯も認めない時位、氣持の良い事はない。

誰れでも言ふ事であるが、通氣が完全に行はれてゐる山は、總ての作業が順調である事を證明するのと同様であつて、餘程の理由がない限り會社の經濟状態は良く缺損を來たすことは概してないと思はれる。勞働者にしても瓦斯がない、通氣が完全だと知れば何等募集しなく共集り、現在稼働せるものも安心して作業に従事し、従つて能率も上

る事となる。何と言つても通氣が一番大切な事で、瓦斯が停滯せねば瓦斯爆發も起らない。又何程風量は多く瓦斯は停滯せぬからとて決して油斷すべきではない。瓦斯は炭層からのみでなく天磐からも、下磐からも、突發的に噴出する事がある。又風道が何時落磐せぬとも限らない。故に通氣係員は無論のこと、各擔當者に於ても其受持區域は絶えず巡視し、其都度瓦斯檢定を嚴密に行はねばならない。殊に排氣坑道は其區域全体の生命に關する所であるから是非共毎日よく巡視を行ひ、瓦斯の増減や、臭氣、溫度に注意を忘れてはならぬ。風量を増せば瓦斯が取れると云ふ考へから、非常に澤山の風を通すことは、即ち適量を超へた通氣は、甚だよろしくない。其の爲に坑内は乾燥し、炭塵は風散し、危険に導く事になる。

何程大なる煽風機を据付けても、通氣の採り方が悪かつたり、設備が不完全であれば、何の效力もない。何處迄の研究的に又合理的に進むべきである。

通氣法は之を原則通りに行へばよいのである。瓦斯は高きに昇らんとする傾向あるに拘らず、切羽の通氣に當つて

之を引下さんとする如き、全く不合理な方法で何處かに無理が出来、瓦斯の停滞を來す恐れがある。即ち一番下部の切羽から入氣せしめ、順次上方へと通氣せしむるが至當である。退却拂の例をとつて見れば、最下部の切羽から其上々々へと順次流して、最上部の切羽から排氣坑道へと通ずる。此の拂通氣の場合、一般に手落ちと成り勝ちなのは、其拂切羽の肩風道である。即ち上部の切羽は採炭跡に相當する爲、重壓が來て人の通行にも差支へるが如き個所が出来るのであるが、一箇所悪い爲に風量を押へ、全体の切羽に影響を及ぼす事になるから、此れは採炭の際充分に山固めを行ひ、又常に仕操をなし、通氣抵抗を禁ずると共に、人の通行を樂にし、下部の拂の用材を運搬に便ならしむる必要がある。

風管通氣 掘進坑道の通氣は普通板張出しを行つて通氣されてゐるが、之に直徑の大きい風管を用ふれば大變都合よくゆく。板張出しは其裏になる方は、大抵の場合研又は炭塵が滞り勝となり、撒水は行き届かず、危険性を帯び人の通行も不自由であるが、風管では決してそんな事はな

め瓦斯量は増加する形となる。殊に局部煽風機を使用する場合は假令へ風管の目塗が行はれてゐても、煽風機も入氣中に据付けねばならない。電氣が恐ろしいばかりではなく、連結の何れの部分から漏風入氣せんとも限らない此の裝置を誤つて爆發を起した例がある。風管通氣の利点は此他板張出しの如く漏風個所が多い事なく、修理簡單、移設に輕便で、消耗絶無である。若し風管不足の場合は二本、三本と増設すれば宜しく、或一切羽より瓦斯の噴出あるも、其の上の切羽とは獨立に通氣をとる事が簡單に出来る。普通風管中より噴き出す風の速度は張出の如く鈍からず、相當の速度を持つて居るため切羽の瓦斯を充分に攪拌し、之と混合して途中に停滞せしめず排除する事が出来る又風管中の他の僅か小さい徑の風管を挿入して使用すれば切羽元迄風管の延長を行はれ完全なる通氣を行ひ得る。若し吸返通氣を行ふ際は風管の口元附近のみ吸はるゝ傾向があるから、吹込の場合より一層風管を延長して外に數本を連結した風管を設けて「ゼット」に依つて吹き込み、切羽の空気を掻き廻し吹込管に流し込む。

い。又例へは運搬坑道から昇に、或は卸に向つて坑道を掘進する場合、板で行へば坑道に大門付き張切りを造り、或は「ピラ」を吊して切羽に向つて通氣しなければならぬが、此の代りに風管を用ひ、撒水又は壓搾空気を「ゼット」に使用すれば、充分の風量が得られる。壓力さへ充分であれば撒水を利用した方が宜しく、切羽を常に濕潤に保ち炭塵飛散を防ぐ事がある。「ゼット」の口は噴霧器の古物を使用し、又は通風用専門に造られた「ケルチング」式の水壓噴射器を用ひる。其の風量は色々の條件によつて異なるが、一例を挙げれば、直徑一八吋、延長一〇〇呎、噴射口の徑三十二分ノ一吋、水壓二〇〇封度にて出口の風量は約一、〇〇〇立方尺、此れに要する水量は毎分〇・三立方尺であるが、「ケルチング」式であれば、水量も二倍費し風量も倍以上出す事が出来る。風量を増さんとするには水量を増加すれば之に従つて増加する。此の風管通氣の際注意せねばならないのは、入氣口は必ず入氣側に置かねば其の効果はない。若し排氣中にあれば切羽の風は車風となり單に掻き廻さるゝに止まり、瓦斯の排除をなすどころか噴出瓦斯のた

張切 通氣設備中、張切は一重で宜しきも其構造を嚴重にし其の前後の天磐の山固めを充分に行ふ。主要入排氣間の張切は嚴重の上に嚴重にし、二重又は三重とし、或は密閉を行ふ。張切に小門又は大門を取付けたる場合は其の傾斜を充分にし、自動的に閉まる様にすると共に、戸受柱を立て、其れ以上開かぬ様にすべきである。不必要となつた門は即時撤廢し、完全なる張切に變へねばならない。大體門の如きは目的を充分研究した上取付くべきで、濫りに數多く取付けることは破損開放の割合を増すのみで保安上好ましく無い事と信ずる。風槽に小門を取付ける事は全く不必要と思ふ。(未完)

○逆産没收 逆産は反逆者の財産の意味である。滿洲國は、建國に違反した張學良一派の財産を没收し、ドイツのヒットラー首相も、同様なことを行つてゐる。滿洲國には財産處理法が設けられてゐる。

輸出入臨時措置法による

石炭配給統制規則制定

商工省はさきに炭價の引下命令を發動し石炭統制に積極的に乗出したが、今回更に軍需、特殊民需（時局産業方面需要）に並に製鐵用ガス用コークス原料炭の配給統制を實行すべく輸出入臨時措置法に基づき石炭配給統制規則を制定、十九日付を以て公布、十月一日より實施することになった。本規則の骨子は次の如くである。

- 一、軍需及び特殊民需（時局産業生産力の維持並に擴充を目的とする需要）への供給確保をなすこと
- 二、製鐵用、銅鐵鑄物用コークス及瓦斯製造用原料炭の適

- 三、輸移入炭については特に前二項の需給調整上整上必要とする限度においてその配給を政府の許可主義の下に統制すること
- 四、内地原料炭の配給統制政策については配合炭を除き原料炭はその原料炭の生産販賣を石炭業者又は販賣業者の團體たる昭和石炭株式會社をして石炭割當證明書を發行せしめ、統制事務を行はしむること。而してその原料炭の配給計畫は商工大臣の指示により樹立し、之に基き石炭割當證明書を發行し、配給の統制を實施すること。原料炭の内配合炭として使用される高島炭、芳野浦炭、江迎炭などについてはその販賣を特に商工大臣の許可に係はらしめ配給の統制をなすこと
- 五、石炭の配給統制の實施と共に配給統制の實施と共に配給調整上必要なる供給方法、貯炭につき必要なる命令をなし之によつて輸送貯炭等を合理化すること

統 制 規 則 全 文

十九日付官報を以て公布さるゝ石炭配給統制規則全文左の如し

第一條 石炭の生産業者又は販賣業者は商工大臣の許可を受くるにあらざれば別表第一號に掲ぐる石炭を販賣（本則施行前における契約による引受を含む、以下同じ）する事を得ず

第二條 石炭の生産業者又は販賣業者、前條の許可を受けんとする時は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

- 一、種類、販賣數量及價格
- 二、販賣先及販賣先における用途
- 三、納期及納入場所

第三條 石炭の生産業者又は販賣業者は商工大臣の指定するものの發行する石炭割當證明書と引替ふにあらざれば石炭を使用するものに對し別表第二號に掲ぐる石炭を販賣する事を得ず但し左に掲ぐる場合はこの限りにあらず

- 一、左の各號の一に該當する石炭を販賣する時

イ、御料品

ロ、軍用品

ハ、製鐵用若しくは銅鐵鑄物用コークス又は瓦斯の製造用原料として適當ならざるもの

二、天災地變その他已むを得ざる事由ありたるにより石炭割當證書による事を得ざる時

第四條 石炭の使用者は第一條又は前條の規定により買受けたる石炭を他人に譲渡する事を得ず但し特別の事情により商工大臣の許可を受けたる場合はこの限りにあらず

第五條 石炭の生産業者又は販賣業者は別表第一號又は第二號に掲ぐる石炭につき左に掲ぐる事項を記載したる帳簿を備へ置くべし

- 一、生産又は購入したる石炭の種類別數量及價格、約定及受入れの年月日並に購入先の氏名名稱及び住所
 - 二、販賣したる石炭の種類別用途別數量及價格、約定及引渡の年月日引渡場所並に販賣先の氏名名稱及住所
- 毎月末に於ける種類別貯炭數量

第六條 商工大臣石炭の需給を調整するため特に必要あり

と認むる時は石炭の生産業者又は販賣業者に對し石炭の

供給先若は供給方法、供給する石炭の種類若くは數量又は貯炭につき必要なる命令をなす事あるべし

第七條 商工大臣必要ありと認むる時は當然官吏をして石炭の生産業者又は販賣業者の帳簿その他の検査をなさしむる事を得地方長官必要ありと認むる時は當該官吏をして石炭の販賣業者の帳簿其他の検査をなさしむる事を得

第八條 石炭の生産業者または販賣業者、石炭割當證明書と引換に石炭を販賣したる時は遅滞なく石炭販賣先種類別數量および價格並に引渡しの日月日を當該石炭割當證明書を發行したるものに報告すべし

附則 本則は昭和十三年十月一日より之を施行す

(別表) 〔第一號〕高島炭、崎戸炭鹿町炭、芳野浦炭、江迎炭、江里炭、矢岳炭、平田正三坑炭、權現無煙炭、魚貫無煙炭、塔路炭、撫順炭、本溪湖炭、北票炭、密山炭、北樺太炭、大同炭、開平炭、中興炭井徑炭、その他支那より輸入したる石炭、佛領印度支那炭〔第二號〕夕張炭、平和炭空知炭、新夕張炭、真谷地炭、大夕張炭、茂尻炭、砂川炭、歌志内炭、新歌志内炭、嘉穂

炭、平山炭、吉隈炭

第六條 標準用炭

別項石炭配給統制規則別表第二號ノ原料炭ノに掲げざる石炭にして從來原料炭として使用せられてゐた左記石炭については商工省は本則を準用し同規則第六條の規定により供給炭の種類又は貯炭につき商工大臣より必要なる命令を發する方針である。

上山田炭、鯉田炭、三井山野炭(杉谷坑)、大島炭、大浦炭、東島炭、忠隈炭、潜龍炭、下山田炭、目尾炭、天道炭

若松曳揚炭、掃除炭

入札不成立ノ隨意契約で賣約成立

炭界の指標と目されてゐる若松石炭商同業組合賣却の若松港海底沈没曳揚炭並に鐵道棧橋下掃除炭(期間自十月至

十二月三ヶ月間)數量曳塊境炭約五百吨同粉炭約二千吨掃除粉炭約千三百吨合計約三千八百吨の賣約入札は過般同組合に於て執行されたが何れも豫定價格に達せず各炭とも落札を見るに至らず遂に隨意契約により左記の通り賣約成立した。

曳揚塊炭	一七、〇〇	契約者
同 粉炭	一六、〇〇	渡部商店
掃除粉炭	一六、〇〇	神原商店
		植山商店

而して前記各炭の賣約値段は下記に示す如く近來は毎回とも漸騰を見せていたのが、今回に至り各炭とも急に低落を見せるに至つたことは過般の政府の炭價引下命令が影響したること勿論であるが、猶之を過去の高値大正八年一―三月に比較すると

	今	過去
	十、十二月	大正八年一―三月
曳揚塊炭	一七、〇〇	安三、五五
同 粉炭	一六、〇〇	高一、四二
掃除粉炭	一六、〇〇	當時掃除粉ナシ
	昭和四年	自一月至三月
	五年	自四月至六月
	六年	自七月至九月
		自十月至十一月

即ち今回(本年十一月)の落札値段を過去の高値大正八年一―三月に比較する曳揚塊は三圓五十五錢方の安値であるが同粉炭は反對に一圓四十二錢方の高値となつてゐる

爆發豫防試験所 福岡、札幌に新設決定

戦時下のガソリンが血なら石炭は肉だ、商工省では事變以來着々其の増産計畫を實施しつつあるが、平常でも多い炭坑の危険率が業者の忙しさから来る手ぬかりなどのため増大する傾向にあり、遂に夕張炭坑の大慘事を惹起し百六十名の生靈を呑むに至つたので政府ではこの種災害の絶滅を期するため十一日の閣議で石炭坑爆發豫防研究所の官制を決定した。設立されるのは日本でも最も炭坑の多い福岡札幌兩嶺山監督局の二ヶ所だ

福岡管下には従來小規模な直方石炭坑爆發豫防調査所があり之を中心に一試験所を、札幌には同市郊外白石村に一試験所を新設するもので、この設備建築費は石炭業聯合會より寄附された二十萬圓に國庫より更に十萬圓を支出することになつてゐる。

この試験所には模擬坑道まで設置され各種の可燃性ガスを導入してどの程度ならば危険が伴ふかまでの實驗を行ふと

掃除粉炭

年次	自一月至三月	自四月至六月	自七月至九月	自十月至十二月
昭和四年	七、九四	七、五五	七、八	七、三六
五年	六、八七	六、三三	五、七	五、四
六年	六、一	六、〇〇	五、〇	五、〇
七年	五、八三	五、三三	五、三	四、八三
八年	五、九一	七、〇七	六、七	七、七
九年	七、八〇	七、〇	六、〇	八、〇
十年	八、八	八、〇〇	八、〇〇	八、六七
十一年	八、九七	八、七	八、五	八、八
十二年	九、一	九、三	九、四	一〇、七
十三年	一四、六	一七、五	一八、七	一六、〇

いふ相當大規模のもので、更に業者からの委託試験も行ふといふ手筈になつてゐる。

十五日公布即日実施す

なほ右官制は十月十五日付官報を以て公布、即日実施されるが要項は左の如くである。

一、石炭坑爆發豫防試験所は商工大臣の管理に屬し、石炭坑に於けるガス又は炭塵の爆發豫防に關する調査研究並びに石炭坑用爆發類及び機械器具の試験及び檢定に關する事務を司る事、石炭坑爆發豫防試験所は前項の規定による事務に支障なき場合に於ては石炭坑に於けるガス又は炭塵の爆發豫防に關する調査研究をなさんとするものに對し、その調査研究のため設備の一部を期間を限り使用せしむる事を得る事、石炭坑爆發豫防試験所に通じて左の職員を置くこと

所長技師專任九人奏任、屬奏任三人判任、技手專任十五人判任、所長は技師を以てこれにあてること

一、所長は商工大臣の指揮監督を受け所務を司ること
一、技師は上官の命を受け技術を司ること

注文統制の方法で

嶺山用機配給統制

嶺山用機械の配給統制についてはかねて商工省が關係業者を統合して需給調整協議會を設置し本格的配給統制に乗出すべく準備を進めてゐるが、嶺山用機械メーカー側が近く工業組合を設立する段取となつてゐるので、右工業組合の設立をまじ大體次の如き方針の下に需給協議會を設置することに決定してゐる。

一、先づ嶺山用機械需給調整協議會の組織については嶺山用機械製造工業組合、石炭嶺業聯合會、東京、大阪、福岡、札幌の各地方嶺山配給統制協議會及び商工省關係官を以て構成すること

二、配給統制を行ふべき品種は産金用鑛山機械を除く凡ての鑛山用機械（採鑛、選鑛、製鍊機械器具ポンプ、水壓器送風機）とすること。統制の方法は製品の配給統制に
よらず註文統制の方法によること。

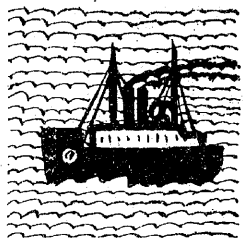
而して鑛山用機械の統制に對して註文統制の方法を採用する所以は

- 一、鑛山用機械はその用途が工作機械等の如く一般的でなく鑛山用のみ使用されるものであること
- 二、鑛山用機械は軍需品と並んで最も需要の緊急重要な原料品の生産を可能ならしむべきものであること
- 三、従つて之が統制は他の商品と異なり製品の配給順位をつける如き方法によらず、註文の際に當該鑛山の稼行の實情に照して優先順位を決定する方法を採ることとなつたものである。従つて右の受註統制の方法としては
- 一、稼行容易にして大量の物資を迅速に採鑛又は製鍊し得るが如き鑛山に對して優先的に受註すること
- 二、前項の場合と雖も従來の設備に更に何等か若干の設備を追加すれば増産可能なるが如き事情にある鑛山に對し

優先受註すること
三、右の如き方法により以下順次共受注順位を決定すること。

○カルテル

カルテルとは企業聯合會と譯しシンジケート引受組合とか販賣合同とかいふべきものトラストは企業合同である。これだけではどんな區別があるか判らないが三つとも元來は資本家達が事業と市場を獨占して價格を吊上げ暴利を貪らうとする目的のために出來たものである。同じそば屋ならそば屋が普通りに自分勝手な値をつけてそば屋同志で競争すれば客は安くて甘い方へ行く。これで競争して行けば際限なくなつてタゞでそばを配るやうな馬鹿らしい結果になる。これでは伴倒れだ。そこで同業者が相集つてそばの値段を協定する。これを價格協定カクテルといふ。併し價格は協定しても品物を無暗に作つては需要供給の關係で協定價格が保てなくなる。そこで生産額の協定をもする。これが生産協定カルテルである。ところが市場競争をやつては又々お互に困るからお互ひの細張りを協定する。これを市場協定カルテルといふ。斯してカルテルは各企業家が各自獨立したままで必要に應じ自分等の利益の爲にいろいろな協定をするもので最初はドイツに起つた組織であるが今では日本でも小さな小賣店なんかは之組織を持つてゐる



石炭船運賃

一、汽船運賃

イ、遠洋

四國協定によりチエツコ問題も解決し、歐洲の政情不安も一應解消された故、漸次荷動きも本格的になり船腹需要も見直さざらうとの期待に反し、新穀輸送引合は依然抄々しからず、爲めに倫敦市況も冴えず政局不安で硬化の市況も船腹需要の不振と國際情勢の好轉で軟調の氣味となつた本邦中心の各航路も活氣立たず辛じて配船を繼續してゐる程度で本格的の立直りは前途遼遠の状態なり。

ロ、近海

北洋材の積取、カムチャツカ漁業の終了等により之等船

腹の近海航路割込で船腹の緩和に多少役立つてゐる。滿洲大豆、鮮米等の季節的荷動は漸増の模様であり、石炭も需要期に入り出廻り増大するから時局の安定せざる限り船腹難は消滅せざる見込であり、運賃も強調を示し客觀情勢の變化せざる限り大きな變動なき状態なり。

ハ、石炭

需要期に入り出廻りは多少活氣づいてゐるが船腹の拂底で商談は相變らず纏り難い。運賃は標準率の勵行で動かす保山、樺太炭等は終航期に際し強調で其他は概して保合つてゐる。

最近成約運賃は若松より

仕向先	今月中旬	前月中旬
京濱	四・八〇	四・八〇
川崎	五・三〇—五〇	五・〇〇
伊勢灣	四・三〇	四・三〇
大阪川入	二・九〇	二・九〇
敦賀	四・〇〇	四・〇〇
仁川	三・二〇—三〇	三・二〇

(十月十三日迄の海運特報に據る)

二、帆船運賃

石炭需要期に入り重油規正問題も未だ解決せず、帆船運賃は近海汽船運賃と共に依然強調を示し今後續騰の見込みあり。重油問題の未解決は機關の暴騰と相俟つて純帆船の増加する形勢なり。

十月若松港協定運賃表

若松海運互親會

(單位壹圓に付)

仕向地	運賃	前年同期	仕向地	運賃	前年同期
和歌山縣			岡山縣		
由良	三、四	三、七	牛窓	三、六	三、六
大阪府			岡山	三、七	三、七
樽井	三、五	三、五	宮ノ浦	三、九	三、九
佐野	三、五	三、五	小串	三、七	三、七
堺	三、六	三、六	宇野	三、六	三、六
兵庫縣			日比	三、七	三、七
尼ヶ崎	三、五	三、五	味野	三、六	三、六
			笠岡	三、五	三、五
			廣島縣		
			川ノ江	三、六	三、六
			新居濱	三、五	三、五
			今治	三、七	三、七
			堀江	三、五	三、五
			三津濱	三、三	三、三
			宇和島	三、三	三、三

神戶	三、五	三、五	洲本	三、二	三、二
明石	三、二	三、二	江井ヶ島	三、二	三、二
二見	三、六	三、六	別府	三、六	三、六
高砂	三、五	三、五	會根	三、九	三、九
木場	三、九	三、九	飾磨	三、九	三、九
網干	三、九	三、九	那波	三、七	三、七
相生	三、六	三、六	赤穂	三、七	三、七
片上	三、七	三、七			

福山	三、六	三、六	福山川入	三、六	三、六
柄	三、五	三、五	因ノ島	三、五	三、五
尾ノ道	三、五	三、五	糸崎	三、五	三、五
三原	三、五	三、五	竹原	三、三	三、三
阿賀	三、七	三、七	吳	三、七	三、七
廣島川入	三、五	三、五	宇品	三、三	三、三
山口縣					
岩國	三、一	三、一	今津川入	三、五	三、五
三田尻	一、八	一、四			
徳島縣					
徳島	三、七	三、七	小松島	三、五	三、五
撫養	三、五	三、五			
香川縣					
小豆島	三、七	三、七	高松	三、三	三、三
林田	三、三	三、三	坂出	三、三	三、三
丸龜	三、三	三、三	多度津	三、五	三、五
觀音寺	三、三	三、三			
愛媛縣					

川ノ江	三、六	三、六	西條	三、三	三、三
新居濱	三、五	三、五	壬生川	三、六	三、六
今治	三、七	三、七	菊間	三、五	三、五
堀江	三、五	三、五	高濱	三、七	三、七
三津濱	三、三	三、三	長濱	三、三	三、三
宇和島	三、三	三、三	八幡濱	三、三	三、三

備考

- 一、各地行共二五〇圓以上ハ上記運賃ヨリ應貳錢引キノ事
- 二、各地行共陸下ノ瀬取ハ上記運賃ヨリ應參錢引キノ事 (但シ錢以下四捨五入)
- 三、大阪行ニシテ荷揚ケノ際節分ケスルモノハ上記運賃ヨリ應參錢増シノ事
- 四、補助帆船並ニ發動機船積雜貨運賃率ハ本表ノ(貳割)増シノ事
- 五、指定仕向ケ先子荷主ノ都合ニ依リ變更シ又ハ二港以上ノ積揚ケニナリタル時ハ相當ノ割増シヲ申受ケル事(重量嵩物ハ其都度協定スル事)但シ壹港ニテモ貳ヶ所積揚ケニナル時モ同シ

原料炭需給確保に
配給規則簡易化

商工省では輸出入臨時措置法に基づき十月一日より石炭配給統制規則を施行一方鉄鋼鑄物及ガス事業用原料炭の需給計畫を樹立供給確保の途もついたので今回石炭配給規則を改正しこれを簡易化するに決定五日附官報をもつてこれが省令を公布即日施行することとなつた改正骨子左の通り

石炭配給統制規則改正の件

石炭配給統制規則はさきに十月一日より施行の所
一、御料品、官廳用品、軍用品、船舶用品に就ては第一條の規定に依る販賣許可を必要とせざること
二、官廳用品、船舶用品に就ては第三條の規定に依り昭和石炭株式會社の發行する石炭割當證明書を必要とせざること(註御料品、軍用品は當初よりこれを必要と

せざることとなりたり)

三、販賣數量の少き部分に關しては第一條の規定に依る許可及び第三條の規定に依る昭和石炭株式會社の發行する石炭割當證明書を必要とせざることとしその運用を簡易化した

改正商工省令

石炭配給統制規則中左の通り改正す第一條に左の但書を加ふ但し左に掲ぐる場合はこの限りに非ず
一、左の各項の一に該當する石炭を販賣する時

- (イ)御料品(ロ)官廳用品(ハ)軍用品(ニ)船舶用品
- 二、別表第一號に掲ぐる石炭の一につき販賣業者に對する販賣規約數量が月當り二百五十噸使用者に對する販賣規約數量が工場事業場その他の使用場所毎に月當り二百五十噸を超えざる時

三、天災地變その他已むを得ざる事由ありたるために依り許可を受けること能はざる時

第三條但書を左の如く改む但し左に掲ぐる場合はこの限りに非ず

- 一、右の各項の一に該當する時
(イ)御料品(ロ)官廳用品(ハ)軍用品(ニ)船舶用品(ホ)製鐵用若くは鉄鋼鑄物用コークス又はガスの製造用原料として適當ならざるもの
- 二、石炭の販賣規約數量が別表第二號に掲ぐる石炭の一につき工場、事業場その他の使用場所毎に月當二百五十噸を超えざること
- 三、天災地變その他已むを得ざる事由ありたるに依り許可を受けること能はざる時(附則本會は公布の日より施行す)

(九 日)

鐵鋼配給規則

改正の要點

商工省では昨報のごとく一日より再生銑並に中間鋼に證明書配給規則の適用をなすこととなり、鐵鋼配給統制規則の一部改正を公布したが右に對する商工省鑛山局の要旨説明左の如し

- 一、従前の第一條中の「普通銑鐵」を「銑鐵(燐の含有量一萬分の三以下のものを除く)」に改めたること(従前は普通銑鐵のみが配給統制の對象となり市場に所謂再生銑鐵、木炭銑、低燐銑鐵等に對しては鐵鋼配給統制規則は適用されて居なかつたのであるが、今回の改正に依り銑鐵中燐の含有量一萬分の三以下のもの(製鐵事業法に所謂低燐銑鐵)のみが除かれたのであるから之以外のものに對しては全部即ち普通銑鐵は勿論單に層鐵を熔融して銑鐵と爲した所謂再生銑鐵、木炭銑等の特殊銑鐵に就ても割當制度が行はれることとなり配給統制の對象が規定上従來より一層明確になつたのである
- 二、配給統制の對象となるべき歴延鋼材の

範圍が銑鐵と同様に成分的に規定したること(従來配給統制の對象として居た鋼材は普通壓鋼材のみであつて所謂中間鋼と稱せらるるもの(俗に極軟鋼及「ハガネ」と稱せらるる、部類に屬するもの)は統制外に置かれて居たのである、今回此の所謂中間鋼に就ても統制をなすこととし結局先般特殊鋼協議會に於て統制せらるることと決定した特殊鋼(省令の別表に掲ぐるもの)以外の歴延鋼材に就て全般的に割當制度が行はれることになつたのである

三、第二條の改正は今回の改正に依り配給統制規則の適用を受くることになつた再生銑鐵、木炭銑、中間鋼の鐵鋼の改正直令施行以前に爲したる契約に依り改正省令施行後引渡す場合に於ても鐵鋼割當制度を適用する爲に設けられた規定である

(日刊工業)

商工省、昭和石炭に

機構改組を命令

近く第二次改革も斷行
輸出入臨時措置法に基づく石炭配給統制規

則は愈よ十月一日から配合原料炭に限つて實施せられることとなつたが之れが圓滑なる配給には昭和石炭會社の徹底的機構改革を斷行せしめる必要ありと商工省では昭和石炭幹部を招いて速かに改革を行ふべしとの命令を傳達した

之によつて昭和石炭は直ちに定款並に統制規則の根本的改革を爲すべく活動を開始したが、その結果従來我が國主要炭礦會社の送炭三千餘萬噸に對する販賣カルテルとして結成せられたる昭和石炭は政府の手に移行せる炭操權の代行を目的とする特殊關係に改組することになつた而して今回の機構改革は依然として舊統制のみを對照とせずに過ぎずアウトサイダ(はその團體に止まること)になるから政府の配給統制計畫を代行するものとして極めて不十分のものである従つてそこに第二次改革が近き將來に問題となるため其際には昭和石炭の機構改革といふよりも寧ろ政府の配給計畫實施に必要な機關を創設するため昭和石炭その他のもの發展的解消を遂げることになるであらう

(日本礦業)

炭務懇談會

各炭礦業者出席

労働力の不足は最近加速的となり石炭増産に著るしき支障を告げてゐる現狀に鑑み石炭礦業聯合會では去月二十七日午前十一時丸の内日本工業俱樂部に商工省物資調整局權田事務官の出席を懇請して勞務懇談會を開催した。

而して炭礦業者側から東京及地方の各社勞務擔當者二十三名出席し夫々礦夫不足の實情及び去七月一日實施された礦夫募集規則によれば到底所期の礦夫募集が困難なる事情等に関し懇談を遂げ三時散會した。

(日本礦業)

日本發送電

石炭對策

日本發送電會社が購入する火力發電用の石炭は一ヶ年約四百萬噸と見積もられ、單價廿圓と見ても八千萬圓の巨額に達し、しかも購入炭價の取決め方の巧拙は電力供給料金に直接影響して來るので逓信省では石炭購入方法に萬全を期することになり關係各

省とも協議をつづけてゐたところであるが現在の如く炭價の變動が夥しいときは電力料金の安定性を破壊する原因となることを理由として近く關係官各省から出席を求め炭價の變動を或る程度まで抑止する方案を考究することになりこの重要協議を行ふことになつた。

(日本工業)

臺灣石炭

本年輸移出旺盛

臺灣石炭の輸移出は旺盛を示し本年一月より八月までに總計四十二萬千五百四十四噸に達し前年に比し十五萬八千八百七十四噸の増加を示してゐる。

尙金額では前年に比し二百九十萬四千二百九十一圓を増加して居るが、この調子では本年度の移出高は五十萬噸を突破するものと見られて居る。

灣炭出炭量

八月までに百卅三萬噸

三井物産臺北支店石炭係の調査によると八月中に於ける臺灣島内の出炭高は約十五萬噸で其搬出先は島内四萬七千噸、焚料四萬

七千噸、内地移出三萬二千噸、海外輸出一萬噸合計十三萬六千噸で月末の貯炭は七萬三千噸となつて居る。

北支石炭數社主義

中央側が讓歩か

北支開發會社の子會社に關する中央と現地との意見は電力、通信、鹽業の三都門に對しては既にほぼ一致を見てゐたが、問題の石炭に關しては一業一社主義を固執し來つた中央側がこのほど遂に右原則を讓歩するに至つた。

従つて今後の關心も現地案たる井陘、淄川、坊子、中興、大同その他の六社計畫を中心にごの程度に歩み寄り、また交通會社に附屬せしめる炭礦を如何に選定するか三點に集中されることとなつた。

いづれにしても企畫院第三委員會の正式議題として審議を開始する筈で遠からず最後の妥協を見るものと期待される。

(日本工業)

石聯昭和を一元化し

共販會社を組織か

盟外社は全部互助會へ

石炭の標準價格制實施、更に近く之が公定價格への發展、切符配給制施行、石炭生産配給兩統制協議會の活動等石炭業の劃期的國家統制に直面して現在の石炭礦業聯合會、昭和石炭會社の如き元來生産制限を目的としたカルテル組織は根本的にその機構を改革整備する必要に迫られ、目下炭業界首腦部において秘かに改組の議が練られつつある。

石聯會員は總て

昭和へ加盟せしむ

石炭の國家的生産並に配給統制に對應するため現在の如き自治的生產統制即ち石炭聯合會と販賣統制昭和石炭とが二元的に分離ししかも石炭聯合會々員にして昭和石炭株主にあらざるもの例へば日産化學、淺野爪生炭礦、昭和礦業、美根炭礦、松浦炭礦業の如きが存在してゐるが速かに之を一元化し昭和石炭に加盟せしめ更に進んで石炭礦業聯合會(組合組織)と昭和石炭を一體、合

ふべき石炭共販會社を組織すべしといふ意見が有力化してゐる、まづその前提工作として現在無組織のアウトサイダーに對し發言權を賦與するため北海道、常磐、宇部、九州各地域別に組合を組織する事を勸奨支援した、即ち常磐においてはアウトサイダー十四社を以て常磐無煙炭同業組合を組織し會長には大日本炭礦社長古賀春一氏が就任した、また常磐有煙炭同業組合も近く結成のはずである、また九州ではアウトサイダーを全部互助會に包含せしめることになり目下勸誘中である、また宇部においては聯合會々員の三社のほかにアウトサイダー卅社が加はり、宇部礦業組合を組織しその内部において石炭聯合會加盟三社は新たに宇部礦業會を組織したまた北海道においてさきに道内家庭用炭販賣協議會を組織しアウトサイダーも之に参加したが更にアウトサイダーのみの全組織を行ふことになり目下準備中である、かくてアウトサイダーの生産配給統制機構整備後においては石炭礦業聯合會、昭和石炭會社と横の連絡のため石炭聯盟を組織することになり、その會長には現石炭礦業聯合會々長昭和石炭會社

取締役會長松本健次郎氏が推薦される模様

(日本燃料)

當局の方針に順應

石炭一元統制近し

盟外社續々統制團體結成

石炭配給統制規則の制定及び輸出入品等臨時措置法による炭價引下處分命令により石炭配給統制は形式的には大體一段落したと見られるが、これが運用に當つては、昭和石炭並に石炭礦業聯合會を中心とする大炭礦と共にアウトサイダーをも統制しなければその完璧を期し難い現狀にあるため、商工省では全國のアウトサイダーに對しそれ〴〵生産販賣統制機關を設立するやう勸奨し、業者も亦之が結成に努力してゐる、即ち

一、常磐地方におけるアウトサイダーは過日常磐無煙炭同業會を創立、會長に古賀春一氏就任し生産販賣を行ふこととなり有煙炭に於ても無煙炭同様の同業會を結成する筈である。

一、九州におけるアウトサイダーは全部互

助會に加入し、生産販賣統制を行ふことなつた

一、宇部では大濱炭礦が中心となつて常磐と同様の統制機關を創立する

一、北海道においても同様の機運があつて近く統制國體が誕生するものと見られる

而して右の四地方統制團體の結成と共にこれを統轄する機關も出現してアウトサイドは遠からず統一されるものと見られるが

之によつて愈々昭和石炭、石炭礦業聯合會日滿商事、近く實現する北支那炭礦會社の販賣會社によつて日滿支アロツクを一體とし石炭の需給を調整する石炭聯盟が結成される模様である

なほ昭和石炭と石炭礦業聯合會には機構改革の機運もあるが、礦業會の中にも所謂外機大名として九州、北海道の二大地方礦業會があり、又礦業聯合會に加入してゐる昭和に未加入のもの、三井物産、大倉礦業の如きマーチャントの介在してゐるものもあり問題が錯綜して居るので遂巡する向もあるため、これが解決は商工省の裁決に俟つ外ないと思はれてゐる

(中外商業)

昭和石炭社報

○重役會

十月十三日本店會議室ニ於テ開催セリ

○當社社職制改正

當社社職制別紙ノ通改正十月十四日ヨリ實施セリ

尙職制改制ノ結果辭令ヲ用キズシテ從來營業部統制課勤務職員ハ營業部統制課、營業部商務課勤務職員ハ營業部商務課、營業部調査課及整算課勤務職員ハ營業部商務課、營業部調査課及整算課勤務職員ハ營業部調査課、研究所勤務職員ハ營業部研究所勤務トナリタリ

○人事異動

(十月十四日附)

若松支店長ヲ命ス

營業部長 多賀 侍郎

業務部長ヲ命ス

若松支店長 四方田 茂

業務部商務課長ヲ命ス

宇部支店長 馬屋原隆志

宇部支店長ヲ命ス

大阪支店次長 稻垣玄三郎

參事ヲ命ス

營業部勤務ヲ命ス 營業部整算課長 後藤 武男

參事ヲ命ス

營業部勤務ヲ命ス 營業部商務課長 加藤季八郎

神戶支店次長ヲ命ス

參事ヲ命ス 參事 大賀 浩

大阪支店次長ヲ命ス

大阪支店長代理 小野田有年

營業部調査課長代理ヲ命ス

營業部整算課長代理 野崎 孝

大阪支店長代理ヲ命ス

營業部商務課 大坪健次郎

業務部商務課勤務ヲ命ス

神戶支店長代理 富田増四郎

○役員動靜

一、古田社長 七日出發大阪へ出張十日歸京

一、阪東秘書課長 社長ニ隨行同上

一、四方田若松支店長 四日福岡、五日宇部、六日飯塚へ出張即日歸任

七日出發大阪へ出張十日歸任

一、馬屋原宇部支店長 七日出發大阪へ出張十日歸任

一、石井小樽支店長 五日、七日、八日、十一日札幌へ出張即日歸任

本會記事

會社理事會

議案

九月二十二日午後一時より本社會議室に於て會社理事會

開會、武内專務、木曾、西本、山形、葉山、和才各理事出

席左記議案を審議す 一、武内專務上京經過報告 二、滿洲北支皇軍慰問並ニ視察ニ關スル件

以上

肥前支部第一回理事會

日時 昭和十三年十月七日午後一時

場所 佐世保市萬松樓

出席者 (順序不同)

吉原梅吉
兒玉幸吉
井家上裕

本部關係會員

小岩信治
角口菊藏
麓蘭吉
久恒英都 (久恒礦業)
落合健二 (藤井礦業)
進野武雄 (三崎礦業)

互助會職員

安 西 豐
熊 川 並 雄
早 田 利 文

(以上十名) (順序不同)

議 事

一、役員選舉ニ關スル件

事務遂行上專任役員必要ノ爲五選ニ依リ左記ノ通り推
薦アリタリ尙總會ニ於テ正式決定トナス事ニ申合セナ
ス

肥前支部長 吉原梅吉
常任理事 井家上裕
// 兒玉幸吉
理事 角口菊藏
// 麓 蘭 吉
// 有吉徳太郎
// (新任) 佐々木 東
// (//) 藤井伊藏
// (//) 久恒貞雄
// (//) 三崎友一

一、事務所設定ニ關スル件

イ 家屋ノ賃借ニ關スル件
住所 佐世保市松浦町七十四番地
家賃 一金六拾六圓也

ロ 電話架設ノ件

電話購入ニ關シテハ兒玉常任理事ニ一任セリ

ハ 營業用什器購入ニ關スル件

兒玉常任理事一任

一、事務員雇傭ニ關スル件

イ 雇傭人員數

本部職員安西豐外ニ

男子事務員

三人

女タイピスト兼事務員

一人

女中並ニ給仕

一人

前記職員三名ノ内本部職員早田利文ト決定

他ニ小使並ニ番人トシテ老夫婦雇傭スル事トス

ロ 待遇ニ關スル件

常任理事一任

一、經理ニ關スル件

イ 創立費用ノ件

貳千圓ト決定セリ

内譯 營業用什器

五〇〇

電 話

五〇〇

タイプライター

五〇〇

雜 費

五〇〇

ロ 通常經費ニ關スル件

月額壹千參百圓也ト決定セリ

内譯 人 件 費

二三〇

旅 費

三〇〇

雜 費

五〇

通 信 費

一一〇

家賃電燈料

一〇〇

會 議 費

五〇〇

(但シ不足ノ際ハ寄附金ヲ以テナス事)

ハ 支部財源捻出ノ件

當分ノ間送炭高不明ニ付キ送炭豫想表ニテ拾月分ヨリ
順當リ三錢宛徴收スル事ニ決定尙不足分ハ寄附金ニ依
ル

ニ會計監査ニ關スル件

毎月末ニ於テ常任理事監査ノ上調印ヲナスモノトス

一、支部機能ニ關スル件

イ 會議ニ關スル件

理事會ハ毎月廿五日常例會議ヲナス事ニ決定但シ理事
會ノ費用ハ理事自辨トス

支部總會ハ適宜其ノ都度召集ス

但シ當分ノ間會員間ノ親睦懇親並ニ炭沈協議ノ爲再三
召集スルモノトス

ロ 炭質調査ノ件

至急之ガ調査ニ着手スル事トス
ハ 現販賣約定明細提出ノ件

支部業務ノ核心トナル可キモノニ付キ正確眞實(現狀
ノモノ)迅速ニ提出スルモノトス九月分ヨリ提出ノ事
トス

ニ諸書類提出ノ件

事務所側ノ申出ヲ承認ス

本商務委員會議

本會ハ鑛主並ニ販賣責任者ヲ以テス尙委員任命ハ各鑛主ノ申出ニ理事會ノ承認ヲ要シ必ズ事務所ニ人名登録セシモノニ限ル

一、支部總會開催ノ件

來ル十月十一日開催スル事ニ決定早速召集通知發送ノ事

一、本部幹部滿洲北支中文慰問歸朝日ヲ期シ長崎

ニ於テ歡迎會ヲナス事ヲ申合ス

尙之ガ出缺ハ十一日ノ總會ニ於テ取纏ム

一、一般事項

イ警察、新聞記者招待ノ件

十一月ノ總會終了後懇親會ノ折ナス事トス

ロ佐賀、長崎兩縣廳訪問挨拶ノ件

所屬理事、事務員帶同ノ上近日中訪問スル事トス

一、今後ノ炭況並ニ支部統制根本問題

現下ノ炭價引下不安、鹽田電力會社ノ天候的影響其ノ他ノ經濟的諸條件等ニ依ルグヅツキノ客觀的狀勢下ニ於テ引取濫帶ノ爲肥前地方ニ於テハ各鑛投資ノ氣味アリ拾月ノ需要期ニ入り尙斯ナル不正統的ナル引取濫帶ノ經路ヲ辿ルハ需要家側ノ思惑モアリ且政府ノ今回ノ統制ノ眞ノ意味ノ一般ニ徹底セザルニヨルモノトハ云ヘ茲ニ互助會肥前支部ノ發會式ヲ舉ゲタル上ハ自治的ニ斯ル事態ノ防止並ニ救濟改善ニ積極的ニ乗り出シ以テ效果的ナ成果ヲ舉ゲル可ク努力スル意思デアル

且亦炭鑛業ガ常ニ増産計畫ヲ企圖シ始メテ現在ノ數量ノ保持ガ可能デアルト言フ現狀ヨリスレバ現下ノ國家ノ經濟統制ガ或程度需要減ヲ招來スルトモ出炭減ガヨリ以上ノ數字ニ迄波及スル事ヲ考察スル時本年ノ需要最盛期ニハ非常ナル需給ノ不均衡ノ招來ハ火ヲ見ルヨリハ明瞭ニシテ茲ニ於テ政府ノ今回ノ炭價引下ニ對シ第二第三次ノ引下ヲ強調スル者アルハ實情ニ即セザル暴論ニ等シク主務官廳タル商工省モ此ノ矛盾ヲ目覺シ始メタル今日吾々

ナリ新事態ニ對應シ最善ノ努力ヲ拂ハレ度シ

炭鑛業者ハ何等不安ノ材料ヲ見出シ得ズ此ノ事情ヲ眞ニ理解自重シ益々鑛業報國燃料國策ニ順應シ全會員一體ト

互助會時局對策協議會

九月二十六日 於直方商工會議所

本會の時局對策協議會は中秋の氣爽やかな九月二十六日

午後一時直方市商工會議所に於て開催された。

本會側より野上會長始め武内專務、北代、山本兩取締役
本會監査役、葉山理事本部より風戸主事、鍋島、赤司、才津原、山下、吉賀、野見山其他出席。

特に會よりの懇請に依つて福岡縣聯隊區司令部より鈴木少佐、福岡鑛山監督局より椎野商工省事務官の臨席を得、會をして一段の精彩あらしめた。

豫て本協議會の開催に絶大の賛意を表して居られた各炭坑では各坑の主腦部を勝つて参加せしめられた事は時局柄

如何にも心強き極みであつた。

定刻全員入場、皇居遙拜、國歌奉唱終つて

風戸主事の開會之辭

只今より開會致します、本日は各炭坑の幹部の方々のお集りをお願い申しましたる處多數御出席を得まして有難く感謝致します。本日は會長、專務より現下の時局に際しましての訓辭がありますし又、殊に時局多端の折にも拘はらず福岡鑛山監督局から椎野事務官、福岡聯隊區司令部から鈴木少佐の御臨席を得まして、御講演をお願いすることに

なりました、どうか宜しく御静聴あらんことを望む次第でございます、これを以て開會の辭と致します。

野上會長の挨拶並に訓辭

本日は御多忙中にも關はらず多數出席を得ました事は本會をして一層意義あらしむるところでありまして、又特に御臨席を得ました兩氏に對し一同に代つて厚く御禮申上げる次第であります。

皆さんも御存知の通り、我皇軍は連戦連勝漢口の陥落も目前に迫つて居りますことは誠に御同慶に堪えません。

尙統後國民の覺悟並に戦後に於る對策と言ふものは概に政府に於て企圖されて居りますが、我々國民は如何にして政府の方針に順應して行く可きでありませうか、

只今盛に物資の調制と云ふ事が言はれて居りますが、私ただ單に支那事變が起つた爲の物資調制ではなく、世界の大勢が既にそうなつて來てゐるのだと信じます。

であります、やがてこれが本當の統制となる事と思ひますしかしこの値差の原因は那邊にあるか、これは炭坑の幹部の方々もよく認識して頂きたい、我々中小炭坑は遅くから起つた爲に炭量の少い鑛區しか持つて居らぬ其の上に積込場、貯炭場其の他總ゆる設備が不完全であります、而も炭山の位置が、多くは山間避地でありかく悪條件の下に於て國策の線に副ふて居る状態なのであります。

以上の理由によつて値差が出て來るのであります、今こゝで政府に於いて炭價を下げねばならぬと言ふ事になりますと、我々の炭坑は何割か減ります、同時に今から炭坑を興す者が無くなつて仕舞ふ、そうなると統制の爲に石炭の量が減ることになるのであります、この点は我々が大いに強調したところで幸に商工省に於ても認識を得まして「これは不都合では無い、成程中小炭坑はそれだけ費用のかゝるものである」との御諒解を得たのであります、我々業者と致しましては、政府が認めたからこれでよしなどと安心

今我々は出來得る限りの辛棒をして物資の統制を計り、國民一致して行かねばならぬ時であります。如何に多くの軍艦が襲來しようとも。如何に多くの飛行機の空襲を受けようとも、それに對抗すべき國力さへ充實して居つたならば少しも恐れるところはないのであります。故に我々は鑛業報國のモットーの下に總ての原動力であるところの石炭の産出に今一層の力を振り起さねばならぬと思ふのであります。それには使ふ者も使はれる者も、協力して、勞働力の増進を計らねばなりません。最近頻にこの人的不足を訴へられて居るところがありますが、漸かて稼働者の登録坑夫の登録と言つた風に進んで來はしないかと私は思ふのであります。我々は勞働力を最大限度發揮すると云ふ考で進まねばならぬと思ふのであります。

尙最近に起つた炭價の問題であります。御承知の如く大手筋と互助會の間には遺憾ながら値開きがある、なぜかやうな差を生じたのであるか、言はばこれは統制の合法的な一手段取りとなつて居ります。

今回我互助會の趣旨を認識されて佐賀、長崎兩縣で新に加入された三十四の炭坑がありまして支部發會式を明日行ふ段取りとなつて居ります。

どうか只今申しました通り、物資統制は決して支那事變の故では無く全く世界の大勢として今後も行はるべきことを認識されまして、國策の線に副ふべく會員一同の御協力をお願ひする次第であります。

と述べて着席するや拍手の音は暫し鳴りも止まなかつたついで會長にさしまねかれて推野事務官登壇

氏は先づ去る二十二日付を以て福岡鑛山監督局より商工省へ轉勤の旨を述べたる後、非常時下に於ける石炭山の使命の重大性を次の様に説くところあつた。

椎野事務官の講演

昨年十二月五日管内石炭山に於て實施致しました鑛業報國運動に就き我々が最も感激しました事は、互助會所屬三萬の従業員諸氏が愛國の熱情に燃へて出炭報國の赤誠を以て敢然此の運動に参加され優秀なる成果を収められた事であり、これは又、八月九月の二回に亙りまして陸海軍用飛行機獻納の形となつて現はれてゐるのであります。

さて、石炭は我國鑛産額の中各の六割を占めて居る状態でありましてしかも、其の用途と言ふものは近代科學の進歩に従ひまして、非常に廣範圍に亙つて居ります、石炭はただ暖を取つたりボイラーに焚くと言ふだけではない、すべての化學工業の基は石炭であると申しても差支へないであります。軍隊の策戰の根本ともなるべき煙幕や、毒瓦斯、爆彈なども其の源は石炭である事も吾々は知つてゐなければなりません。

更に最近石炭液化と言ふことも考へられて居ります。御承知の如く平戰時を通じて最も大切な物資である石油が

日本には不足して居ります、かの歐洲大戰の際フォツシユ元帥は「戰時に於ける石油の一滴は血液の一滴に比類する」と申したそうでありますがこの言葉を借りる迄もなく石油の重要性はお分りの事と思ひます。又製鐵燃料炭として石炭は非常に必要なものとなつてゐる事をお考へ願ひたいのであります、斯やうに考へると石炭鑛業の興隆、衰微は國力の消長に重大な影響があります故に、石炭鑛業に従事する人々は實に人として光榮であると私は信じて居ります

誠に石炭鑛業は營利事業ではありません、國家が委任した一つの大きな國家事業であることを忘れてはならぬのであります。

苟くも我々は戰をする以上必ず勝たねばなりません、戰敗國の悲惨なる例を我々は知つて居ります、第一線の塹壕の中に血と汗とに塗れて、總ゆる困苦缺乏に堪えつゝある將士を思ふ時情々は物資の不足とか勞力の不足等を嘆ずるわけには参りません、戦線にあつて砲彈雨の中に銃剣を持つて立つことも、もとより國家の爲でありますが銃後にあつて石炭生産の第一線に従事する事も國家に奉ずる道であ

ります。

この重大なる時局に於いてかくも重要な資源たる石炭の生産に従事する事は何と云ふ光榮でありませうか、我々は喜んでこの崇高な任務に精を出さなくてはならないのであります。

鑛業報國運動も本會々員炭坑の熱烈な支持を得まして着々と成果をあげ、殊にこの鑛業報國運動は國家的運動となつて中央にも認められるに至りました事は、この運動提唱に参畫した者として誠に欣快に堪えない次第であります。

支那事變は其れ自体が長期に亙る性質を持つて居り何時終るか全く豫斷を許さぬものがあります、かゝる際に於て互助會は我國石炭鑛業の中心となつて存在するところの小炭坑の一大統制團體であります、この團體の所屬全員が愛國の熱情に燃えて鑛業報國に向つて邁進し誓つてこの目的を貫徹されんことを切望する次第であります。

福鑛局より商工省に榮轉した椎野事務官の最後の置土産とも言ふべきこの講演は、聾々と聴衆の胸を打つものがあつた、拍手の嵐の中に福岡聯隊區司令部鈴木少佐代つ

て登壇、少佐は支那地圖を背に、別項の如く(來月號に速記録を掲載)言々火を吐く大演説を約一時間半に亙つて行ひ多大の感銘を興へた。

ついで武内專務は立つて先づ本協議會に各炭坑會員の多數参加された事を謝し、更に椎野事務官、鈴木少佐の勞苦を犒つた後

武内專務の挨拶

我々炭坑業者はこの時局に處するに如何なる決心で如何なる事をすればよろしいか、と言ふことは既に皆さんの炭山に於て充分認識もされ覺悟もなさつて居られる事と思ひます。現在の石炭状態は時局柄人の不足、物の不足、又政府の方針に副ふ爲の材料の缺乏等非常な困難にぶつかつて居ります、我々は今後堅い決心を持つて時艱の打開に進まねばならないのであります。

現在石炭界の状态は如何になつて居るかと言ふ事を参考までに述べて見ませう。

皆さんも新聞で御存知の通り我國の昭和十三年の需要供給は五千百萬噸であります、これが事變が突發した爲或は

又いろ／＼の情勢の爲に、今日では全く變化を來して居りまして統制しなければならぬ状態に立ち至つて居ります。五千百萬噸の内譯は我々の所謂大手筋と呼んで居ります聯合會の分が三千四百萬噸、それから移入炭と申して朝鮮樺太、撫順、北支こう言つた地方から移入するものが五百五十萬噸この兩者を減じました残りの千五百五十萬噸の中我が互助會は其の半ばの五百五十萬噸を出炭致して居りまして相當重大な使命を有して居るのであります。

次に九月末に於ける見透しを申し上げますと、これは現在の一般市場を對照致しまして來年三月迄の概要の見透しでありまして、外部に知らせる譯には行きませんが來年三月末には約〇〇〇噸近くは自然減は止むを得ないのではないかと忠はれるのであります。(中略)次に需要の方はどうかと言ふに政府の統制強化、或は平和産業部門の統制による消費節約と官廳はもとより一般國民の消費節約により需要の減退は二百五十噸になるらしいのであります、結局〇〇〇噸近い供給不足となる結論に到達致すのであります。かゝる現状にあるにも關はらず炭山に於ては人の不足、

を使ふのは最後の場合としまして仕舞つて置いて出來得る限り廢物の利用を致します。新しい鐵材は恰かも至寶の如く考へて使用して頂きたいのであります。

次に人の不足と言ふ事について申し上げます。八月の下旬皆さんの山から申請された分が四十三坑に達しました、皆さんは厚生省に勞働 新設されました、全國の職業紹介の機關が國營になりました事は御承知のことと思ひます、私共は出来るだけ炭坑の方面に人を出して貰ひたいと言ふことを陳情する爲に皆さんの申請を取纏めまして厚生省に書類を提出申したのであります、今日迄の所まだ斡旋を受ける事の出來ないのは遺憾であります。しかし私共は三十人でも五十人でもよいから供給出来るように當局にお願いしてゐるのであります。

只今政府には非常時局に必要な機關が設けてありますこれについてお知らせ申したい事があります從來官廳方面では朝は十時から午後は三時までしか事務を取らなかつたのですが現在はそうでない、夜もおそくまで七時、八時頃まで勤めて居られるのであります。

必需品の缺乏、特に鐵鋼材は必要量の四十パーセント乃至五十パーセントを辛うじて配給を受けてゐる有様であり、しかも國家の政策は日に月に増産々々の一手あるのみであつて、誠に難局にぶつかつて居るのであります。

御承知の如く六月二十三日、經濟統制が發表され、總ゆる物價の抑制、物價の値下が一舉に斷行されたのであります、我が我等國民は一致して政府の命令に服し難局の打開に邁進すべきは言を俟たないのであります。殊に我々の上には石炭供給と云ふ大使命が起つて來たのであります。皆さんの炭山に於きましては既にそれ／＼時局に處する最善の所置を採られて居ることと思ひますが、先刻お話しもありました通り材料の配給は今後急に増加することは決して無いと言つてよいのでありますから、我々はよろしく長期戦の建前で努力致さねばなりません、材料は少くて而も必要なだけの石炭は出して行かねばならぬ今日、我々業者は實に大なる決心を必要とするのであります、具体的に申し上げますならば廢物の利用、代表品の使用であります、假令五十パーセントの鐵材の配給を受けましたならばこの新しい鐵材

私共がいつ参りましたも話を聞いて下さいます。實に熱心なものです、從來の三倍位は確かに働かれて居ると思ひます、斯く監督官廳が國策に副はんが爲に努力を致され着々と其の實を擧げられて居るのを我々は盲目である事は出來ないのであります。

私共業者は假令鐵鋼等の配給が四十パーセント三十パーセントにならうとも、その供給された材料を以て豫定通りの出炭をしなければならぬと言ふ決心を要するところであり又、實行に移さねばならぬのであります。どうか先と言はず明日から新しい鐵鋼材を使ふ前に廢物利用、代用品の使用を考慮して貰ひたいものであります、そして宜しく長期戦の情勢に従ひまして我々の双肩にかゝつてゐる重大使命を果さねばならぬと考へる次第であります。

次に炭價の事ではありますが、これは先刻の會長の話にもございました通り非常に難しくなつて來て居るのであります、私共委員は七八九の三ヶ月に亙り、しば／＼上京致しまして當局に陳情致したのであります。去る九月一日附を以て商工省は昭和石炭に炭價値下を命令しましたが互助會

乘は相當緩和した額で相當の開きがあるのでありますが我々と致しましてはこの値開きについて深き決心と責任を持たねばならぬと信ずるのであります。何故ならば私共の中小炭坑は總ゆる点に於て條件が悪い、條件が悪い爲に炭山は始終缺損となつて中止のやむなきに至るものがある、これは政府としても誠に忍びざる事と思ひます。炭價の公定相場を作ることは今の所不可能であります。石炭の品位によつて公定の炭價を決めることは石炭統制の第一歩として政府の考へて居るところであります、この方針で行きますれば現在我々の經營して居る炭坑は立ち行かぬ事になりまして國策の線に沿ふ使命を有する限り、この公定相場は不可である、何とかして貰はれまいかと言ふ建前で進んだ次第であります。結局、昭和石炭との間にある程度の差を認められる事になりました、これ全く石炭生産の重要性と時局に對する認識によるものと解釋致したわけであり、材料の供給不足、人の不足については先刻講演がありました通り各人が二人分働くと言ふ決心に俟つ外はないと思ひます。どうか皆さんが炭山へお歸りになりましたら本日

の講演になりました事をよくお傳へになつて戴きたいと思ひます。

重ねて申し上げますが、廢物の利用、代用品の使用を極力實行して頂きたい、配給された新しい鐵鋼材は至寶として殘して置く決心でゐて貰ひたいと思ひます。今後どの配給率になるか、全く見當もつかないのでありますから尙更萬一の場合の爲に殘して置く方針で進まねばならぬのであります。お互にかゝる時局の實際材料の不足は忍ばねばなりません、稼働者にもよくこの趣旨をお傳へ願ひます。政府で斡旋致します處の稼働者も只今の狀勢から見まして、我々の炭山に入るのには先づ至難視されて居ります。今一日一人の稼働力が一噸の石炭を出すとなれば、何とかして二噸だけ掘出すようにしなければなりません。勞働力の不足は精神力で補ふ外に道はありません。

本日參集されました方々は何れも各炭山の經營を一手に引受けて處理されて居らるゝ方々でありますから、私共がくどく申す必要もなからうと思ひますが、我が互助會は鐵鋼統制にしる、何にしる權威ある統制團體として中央に於

ても認められて居ります。そして又今日は炭價につきましても誠に寛大な措置にあづかつて居るのでありますから、それだけに又責任もあるわけでございます。どうか皆さんに於かれますしては一層信念を固くして進んで貰ひたいものであります。

以上いろ／＼事情の報告かた／＼炭界の動向見透しと言ふものに付申上げた次第であります。

一時間に亘つての専務の話が終るとも時刻は四時を過ぎること二十分。長時間に亘つたこととて一同疲勞の色も見えたが、時間が無いので休憩なしに引續き協議に移る。

會長

「各炭坑では既に時局に對する計畫が樹てられて居ることと思ひますが、廢物の利用、代用品の使用につき何かやつて居らるゝ事がありますか」

特に立つて述べる人も一寸なかつたので

會長

「この言ふ事は皆さんの方では常に心掛けて居られること

でありますし、一人々々此の場で協議致すのも長時間を要することでありますから、本日は之を省きますが今後我々が一坑、一人ではなく坑夫、坑主一體となつて國策に副ふべく努力して參らねばならぬと深く信ずる次第でありますよつて茲に宣言文と決議文を朗讀致しますから、御賛成ならば拍手を送つて頂きたいと思ひます」

かくて正面に擴げられた宣言文と、決議文を赤司主任、音吐朗々と讀みあげるところあつた。

宣 言

「支那事變勃發以來茲ニ一年有餘其ノ間無敵皇軍ノ活躍ハ陸ニ海ニ空ニ連戰連勝シ今ヤ暴將蔣介石最後ノ據点タル漢口ノ攻略ニ着々ト戰果ヲ收メツツアリ、コレモトヨリ上陛下ノ御稜威ノ然ラシムルトコロナリ、而シテ又皇國ノ道義タル盡忠至孝ノ大道ガ我國體ノ精華トシテ三千年來燦トシテ八紘一字ノ大精神ヲ宣シ給ヘル御神勅ノ顯現ナリ我々ハコノ國體ノ本義ニ則リ益々産業報國ノ實ヲ擧ゲ以テ皇運扶翼ノ使命ヲ完フシ、忠實ニ其ノ職務ヲ盡シ勞資一體

事業一家ノ實ヲ擧ゲ以テ産業ノ健全ナル發展ヲ期セザル可
 カラス殊ニ石炭ハ全産業ノ原動力ナレバ吾等石炭鑛業ニ從
 事スル者ハ一致協力シテ勞務ニ精勵シテ大ニ能率増進ヲ計
 リ以テ長期戰體制下ニ於ケル銃後ノ護リヲ固メ、東亞永遠
 ノ平和確立ノ大使命ニ貢獻センコトヲ期ス
 右宣言ス

昭和十三年九月二十六日

石炭鑛業互助會時局對策協議會

決議

吾等ハ長期戰體制下ニ於ル銃後ノ完壁ナル護リヲ固ムル爲

炭業報國ノ大精神ニ基キ益々勤勞精神ヲ作興シ能率ノ増進
 フ圖リ生産管理ノ改善並ニ作業技術ノ向上ニ努メ併セテ健
 全ナル勞働力ノ維持培養ヲ策シ以テ時艱克服ニ邁進センコ
 トヲ期ス
 右決議ス

昭和十三年九月二十六日

石炭鑛業互助會時局對策協議會

宣言並に決議何れも滿場破れるやうな拍手の中に承認、
 鈴木少佐の音頭で天皇陛下の萬歳を三唱、最後に風戸主
 事立つて、閉會の辭を述べ、時正に午後四時三十五分。

石炭鑛業互助會肥前支部發會式

日時 昭和十三年九月廿七日午後一時
 場所 佐世保市 萬松樓

新加入會員名

(順序不同)

出席者

福井炭礦 松島志米藏
 皆瀬炭礦 有吉德太郎

深江炭礦 麓蘭吉
 江二炭礦
 牧岳炭礦 小代新二
 川釣炭礦 右近勝次
 名切炭礦 久保田勳
 新田炭礦 北峰吉
 野中炭礦 原口壽一
 第二大岳炭礦 角口菊藏
 牧崎炭礦 河内進
 土肥ノ浦炭礦 中橋篤二
 山住炭礦 笹原嘉次郎
 今福炭礦 吉原梅吉
 大志佐炭礦 松永千代
 新元山炭礦 大里炭礦 林喜右衛門
 大伊万里炭礦 龍炭礦
 古賀炭礦 三崎友一
 上志佐炭礦 法師山孝義

小岩炭礦 兒玉幸吉
 立岩炭礦 佐田榮次郎
 安ノ浦炭礦 佐々木東
 嚴木炭礦 高口清
 新屋敷炭礦 藤井伊藏
 波津炭礦 藤井伊藏
 唐里炭礦 久恒得郎
 江里炭礦 丸田二三
 大福炭礦 瑞穂炭礦 井家上裕
 向山炭礦
 石炭鑛業互助會々々長 野上辰之助
 互助會石炭株式會社々々長 武内禮藏
 専務取締役 北代市治
 取締役 代理早麻崎藏
 代理中島森太郎
 代理庄野崎道雄
 全全 取締役事 山本平八

全 監 査 崎 木 會 重 義
 全 理 事 西 本 弘 雄
 互 助 會 石 炭 株 式 會 社 理 事 葉 山 平 光
 全 山 形 信 廣

本部職員名

風 戸 道 康
 鍋 島 博
 才 津 原 積
 山 下 留 次 郎
 安 西 豐
 吉 賀 光 生
 熊 川 並 雄

本部より野上會長、武内專務、山本、木會其他の重役、理事、風戸主事以下本部職員十六名出席。新加入會員側よりは吉原、兒玉、井家上、有吉、麓、角口其他約三十名出席。定刻午後一時佐世保全市を一望に見下す二階大廣間に參集、一同起立東方を遙拜し國家奉唱、皇軍將兵諸士の武運長久を祈るため黙禱を捧げ愈々發會式協議會に入る。

風戸主事の開會の辭

本日茲に互助會新加入三十四坑の新會員諸氏を迎へ肥前支部發會式を舉行するは洵に欣快とするところにして時恰かも無敵皇軍は暴將蔣介石最後の據点たる漢口攻略のため快進撃を續けつゝあるので吾等中小炭坑も一致團結して統制を強化し國防産業上最も重要な使命を有する石炭の増産に努め銃後の護りを固むべきであつてこの際諸氏の參加を得たことは最も意義あり今後は相協力して産業報國に邁進したいと思ふ。

聊か所感を述べて開會の挨拶と致します。

野上會長の挨拶

本日其名もゆかしき萬松樓に於て新會員諸氏と一同に會

野、江口、鯛之鼻、志佐の五礦に過ぎなかつたが今回三十四礦の新加入炭礦の參加を得たので九月廿七日午後一時より佐世保市萬松樓に於て盛大な肥前支部發會式を舉行した

し茲に支部發會式を舉行するに當り所懐の一端を披瀝して御挨拶申上ます。

と前提して支那事變勃發以來、海に陸に空に無敵皇軍の連戰連勝と其の勞苦に酬ふべき銃後國民の覺悟に就いて昨日直方商工會議所に於ける時局對策協議會に於て述べられたと同様の論旨で力説し

最後に我が石炭鑛業互助會は昭和五年九月炭界不況の底にあつた際筑豊の中小炭坑が打つて一丸となり團結の力と互助の精神を以て難局打開のため組織し其後漸次擴大して今日の隆盛を見るに至り現在では大手筋の石炭聯合會と共に中小炭坑の統制団体として我國石炭鑛業界のため貢獻しつゝあり茲に諸君の參加を得て組織を益々擴大統制を強化して銃後の護りを固め鑛業報國の大精神に向つて勇往邁進すべきである。

とて互助會の沿革と現在及び將來の希望を述べ、武内專務は互助會の使命と題して昨日同様炭界の現況及び將來の見透しについて數字を擧げて説明し、山本取締役は發會式に臨みての所感と題して大手筋と中小炭坑の關係、商工省の

炭界統制方針と今後の動向等について獨特の批判を加へ最後に新入會員を代表して吉原梅吉氏の挨拶があつた。

吉原氏の挨拶

本日は本部から野上會長初め幹部諸氏臨席の下に盛大な支部發會式を舉行せらるゝに當り新會員を代表して一言御挨拶申上ます。

支那事變が長期戦体制下にあるため、政府當局は漸次炭界の統制を強化せられつゝあるので吾々アウトサイダーの炭坑も統制団体の必要を感じつゝあつた際幸に互助會入會の勧誘を受け欣然として參加した次第でありまして今後は先輩の會員諸氏の御指導と御後援とによつて益々結束を固め相協力し鑛業報國に邁進したいと思ひます。

とて簡単に挨拶を述べ、それより協議會に入り野上會長議長席につき、支部名は兒玉氏の動議にて肥前支部の名稱を附し、役員選舉に入りこれ又兒玉氏の動議にて議長指名にて左記六氏を理事に指名した。

吉原梅吉、兒玉幸吉、井家上裕、角口菊藏、麓蘭吉、有吉徳太郎

尙ほ會員炭礦の賦課金は武内事務より當分の間本部費の負擔はして頂かなくてもよいように役員會で決定した旨を説明し支部費に當てる費用だけを徴收することに決定して野上會長の發聲にて

天皇陛下萬歳を三唱して午後四時閉會をそれより別室にて祝賀宴を開き佐世保選り抜きの美妓連の手踊、軍港音頭、萬歳等に歡を盡した。

因みに肥前支部所在地は佐世保市松浦町七十四番地である。

互助會皇軍慰問團出發

今や我が皇軍は敵軍最後の據点とも云ふべき漢口へくと進撃を續け、一方南支に於ては突然バイアス海岸に敵前上陸、敵軍軍需輸送の據点たる廣東攻略を目指し占領區域の擴大を進めつゝある。兩據点の陥落は實に目捷の間に迫り、蔣政權の没落も遠くはない。然しかゝる世界戰史にも比類なき戦果が收められつゝあるのは、偏へに 天皇陛下の御稜威の然らしむる所であり、又皇軍將兵一死奉公の精

神と其の惡戰苦闘の賜である。

本會に於ては今回此の皇軍の勞苦を慰問すべく、所屬炭坑百二十餘坑、従業員約四萬を代表する二十一名より成る滿支皇軍慰問團を組織し、本月一日下關出帆の關釜連絡船德壽丸に乘船朝鮮經由先づ滿洲國に向つた。一行は二日夜新京着、翌日より皇軍慰問、傍ら各地炭田の視察を行ふ事となつてゐるが、出發より歸着迄の豫定コース並に日程及び視察團員名は左の如くである。

豫定コース並に日程

十月一日 午前十時三十分 下ノ關出帆(關釜連絡船德壽丸)

〃 午後六時 釜山發 (京城、安東、奉天通過)

〃 午後六時五十七分 釜山發 (京城、安東、奉天通過)

十月二日 新京着 (新京中心ニ皇軍慰問並ニ密山炭田視察ノタメ五日間ヲ要スル豫定)

十月八日 午前八時 新京發午後〇時二十五分奉天着 撫順着 (撫順炭田ヲ視察シテ奉天ニ引返ス)

〃 午後三時十分 撫順着

十月九日 午後十一時二十五分 奉天發 北京着 (皇軍慰問並ニ視察ニ日間ノ豫定)

十月十二日 午前八時二十分 北京發

〃 午後三時十分 張家口着 (大同行列車連絡ノタメ泊蒙古政府訪問並ニ駐屯軍慰問)

十月十三日 午前八時五十分 張家口發

〃 午後一時五十五分 大同着 (皇軍慰問並ニ大同炭田視察三日一五日間ノ豫定)

十月十六日 午後六時三十七分 大同發

〃 十七日 午前六時五十分 北京着

〃 午前七時二十分 北京發

〃 午前九時二十分 天津着

〃 午前十一時三十分 天津發

〃 午後九時五十分 濟南着 (青島行汽車連絡ノタメ泊ヲ要ス)

〃 十八日 午前八時四十五分 濟南發

〃 午後九時 青島着 (汽便連絡ノタメ泊)

〃 十九日 正 午 青島出帆 (奉天丸四〇〇噸級)

〃 二十日 午後三時 上海入港

〃 二十一日 午前九時 上海發 (上海丸)

〃 二十二日 正 午 長崎着

〃 午後二時四十五分(急行) 長崎驛發

〃 午後八時二十七分 折尾驛着

視察團員

金丸礦業株式會社重役團長 武内禮藏
 互助會石炭株式會社專務 中島森太郎
 中島礦業株式會社重役
 互助會石炭株式會社重役

金丸礦業株式會社社長 金丸熊太郎
 互助會石炭株式會社重役 西本弘雄
 海老津礦業株式會社社長 山形信廣
 互助會石炭株式會社理事 山本平八
 中島礦業株式會社重役 木曾重義
 日本化學工業株式會社重役 橋上保
 互助會石炭株式會社社長 管原誠
 互助會石炭株式會社社員 西田隆男
 筑前炭坑經營者 岡崎林平
 互助會石炭株式會社社長 岡崎貞雄
 互助會石炭株式會社社員 角銅貞雄
 互助會石炭株式會社社員 野添芳尾
 別府炭坑經營者 樋口清八
 木城炭坑經營者 田中清美
 互助會石炭株式會社社員 久野保
 久野炭坑經營者 梶原與市
 朝町炭坑株式會社重役
 互助會石炭株式會社社員

野上鑛業株式會社社員 葉山平吉
 互助會石炭株式會社理事 太田雄吉
 糸飛炭坑、山野炭坑經營者 赤司有三
 互助會石炭株式會社社員 山下留次郎
 互助會石炭株式會社 會計課長

本會の皇軍慰問に對し

上村部隊長より感謝狀

本會の皇軍慰問團は十月一日關釜連絡船德壽丸で出發以來元氣で滿洲北支の皇軍を慰問し傍ら撫順、大同、井陘の各炭坑を視察し二十四日上海着の豫定であるが、十月十一日附を以て上村部隊長上村清太郎氏より左記の如く感謝狀が到着した。

拜啓
 今般貴社慰問團一行より山田部隊を経て多額の慰問金を贈呈被下將兵の感激更に新なるもの有之御芳情感謝に不堪候

當部に於て御厚志に副ふ如く處置可致に付御諒承被下度候

聖戰遂行の爲銃後各位の御緊張の御様子は新聞紙等に依り承知致し居り將兵一同常に各々其重責に向ひ邁進し銃後の熱援に酬ひん事を期し居り候
 向寒の折柄益々御自愛の程祈り上げ候
 茲に將兵一同を代表し深甚の謝意を表し候

昭和十三年十月十一日

敬具

上村部隊長 上村清太郎

石炭鑛業互助會長殿



石炭鑛業權設定 (自七月七日 至八月七日) 福岡鑛山監督局管内

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
福岡 六〇〇	八女郡水田村山門郡瀨高町、三橋村	六〇,〇〇〇	福岡市春吉 小森半次
山口 四三三	吉敷郡秋穂二島村	八四,〇〇〇	徳山市 西村嘉吉
山口 四三三	東岐波村地先海面并關村地先海面	九四,〇〇〇	唐津市唐津 石田節一
長崎 四〇七	西彼杵郡平島村並ニ海面	九五,〇〇〇	同 人
同 四〇八	同上	七,〇〇〇	名古屋市中區廣小路通二丁目 南海炭礦株式會社
沖繩 九四八	重山郡竹富村	九六,〇〇〇	宇部市冲宇部 稻村久惠 外三人
山口 四三三	村向津具村並ニ海面	九八,〇〇〇	廣島市上柳町 潮村浪雄
山口 四三三	厚狹郡厚東村	九八,〇〇〇	大阪府北河内郡三郷町 高須重彦 外一人
佐賀 三三二	東松浦郡湊村打上村	九八,〇〇〇	東京市日本橋區室町二丁目 山門炭礦株式會社
福岡 六〇〇	山門郡大和町三池郡高田村開村	一〇〇,〇〇〇	同市目黒區綠ヶ丘 井上真一
同 六〇〇	京都郡今元村地先海面	四三,〇〇〇	福岡市平尾 吉田市郎
同 六〇〇	早良郡殘島村並ニ海面	四三,〇〇〇	東京市京橋區銀座三丁目 大演炭礦株式會社
山口 四三三	厚狹郡高千帆町並ニ海面厚狹町地先海面	九五,〇〇〇	福岡市大名町一丁目 高須重彦
佐賀 三三二	藤津郡嬉野町長崎縣東彼杵郡彼杵村	四六,〇〇〇	佐藤正吉
長崎 四〇七	北松浦郡南田件平村並ニ海面	四六,〇〇〇	

同	三〇三	東彼杵郡彼杵村並三海面川棚町地先海面	九六,〇〇〇	福岡市大名町一丁目	高須重彦 外二人
同	三〇三	大村町鈴田村西大村	九七,〇〇〇	同	高須重彦 外一人
同	三〇四	西彼杵郡伊王島村地先海面高島村地先海面	九八,〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	三菱礦業株式會社
福阿	三〇五	三池郡銀水村、三池町	九八,〇〇〇	東京市日本橋區室町二丁目	三井礦山株式會社
同	三〇六	宗像町津屋崎町並三海面福岡町地先海面	九八,〇〇〇	門司市長谷町一丁目	片山松一 外一人
佐賀	三〇七	神埼郡蓮池町城田村干歲村、境町村	九七,〇〇〇	東京市中野區大和町	小泉安太郎
同	三〇八	同郡城田村	四一,〇〇〇	同	同
同	三〇九	同郡蓮池町境野村	一,〇〇〇,〇〇〇	同	同
山口	三〇六	厚狹郡小野田町地先海面	五七,〇〇〇	宇部市小串	沖ノ山炭礦株式會社
長崎	三〇六	西彼杵町長與村時津村	九五,〇〇〇	長崎縣北松浦郡小佐々村	末吉役重 外一人
同	三〇七	北高來郡眞津山村小栗村	七六,四〇〇	佐世保市島地町	力武兼介
同	三〇八	同郡小長井村並三海面	九四,〇〇〇	長崎縣北松浦郡柳木村	吉居丑之助 外一人
同	三〇九	西彼杵郡伊木力村長與村並三海面	九六,七〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	落合久次
同	三〇〇	北松浦郡星鹿村並三海面	九五,〇〇〇	長崎縣北松浦郡調川村	柴田半治
福阿	三〇七	京都郡養島村地先海面	一,〇〇〇,〇〇〇	兵庫縣川邊郡小濱村	古賀萬吉
山口	三〇七	厚狹郡船木町厚狹町	四二,七〇〇	福岡市渡邊通一五丁目	岡崎次郎兵衛 外一人
同	三〇八	同郡厚狹町生田村	八六,九〇〇	大阪府豐能郡庄内村	奈良井 民
福阿	三〇九	築上郡城井村葛城村岩屋村	八五,三〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	三菱礦業株式會社
山口	三〇三	宇部市地先海面	九八,四〇〇	宇部市沖字部	東見初炭礦株式會社
同	三〇四	豐浦郡西市町美禰郡於福村	五三,四〇〇	福岡市天神町	山本日出子 外二人

佐賀	三〇七	西松浦郡伊萬里町大坪村	九六,四〇〇	福岡縣若松市山手通二丁目	川原金作
熊本	三〇七	天草郡龜浦村早浦村	九〇,〇〇〇	熊本縣天草郡牛深町	淵井基弘
同	三〇六	玖磨郡湯前町久米村	八五,八〇〇	東京市世田谷區大原町	原田篤久 外一人
同	三〇六	同郡多良木町黒肥地村久米村	九八,七〇〇	同	同
同	三〇七	同郡多良木町湯節町黒肥地村	九五,〇〇〇	同	同
同	三〇七	玉名郡大濱町横島村並三海面	九〇,七〇〇	大阪府西區九條通二丁目	中島一治
同	三〇七	同郡横島村並三海面	九〇,七〇〇	同	同
同	三〇七	同村並三海面飽託郡河内村地先海面	九八,六〇〇	同	同
同	三〇七	玉名郡大濱町横島村並三海面	九〇,〇〇〇	同	同
長崎	三〇一	壹岐郡田河村並三海面	三三,〇〇〇	長崎縣壹岐郡田河村	篠崎清 外一人
佐賀	三〇八	三養基郡南茂安村上峰村三河村福岡縣三浦郡城島町山代町地先海面長崎縣北松浦郡福島村地先海面	八五,七〇〇	東京市中野區大和町	小原安太郎
同	三〇九	築上郡八屋町地先海面三毛門村地先海面	三二,〇〇〇	宇部市小串	沖ノ山炭礦株式會社
福阿	三〇〇	若松市並三海面	一,〇〇〇,〇〇〇	直方市直方	大岡富太郎
同	三〇一	三池郡開村銀水村高田村	三三,〇〇〇	小倉市富野	藏内忠三 外一人
同	三〇二	嘉穗郡穗波村大分村桂川村	三三,〇〇〇	東京市日本橋區室町二丁目	山門炭礦株式會社
山口	三〇六	美禰郡西原保村東原保村	五七,〇〇〇	堺市築橋通二丁目	石原勉
山口	三〇六	豐浦郡豐田下村豐田前村	五八,〇〇〇	東京市目黒區中目黒二丁目	田島常三
長崎	三〇五	東彼杵郡川棚町宮村並三海面	八九,〇〇〇	山口縣豐浦郡豐東村	牧本多平
同	三〇五	西彼杵郡喜々津村北高來郡古賀村	九〇,〇〇〇	佐世保市比良町	松永徳助 外一人
同	三〇五	西彼杵郡喜々津村北高來郡古賀村	九〇,〇〇〇	門司市大里的場町	三崎友一

山口	厚狹郡生田村厚狹町	九六、〇〇〇	大阪府豊能郡庄内村	奈良井
福岡	嘉穂郡穂波村桂川村	一六、九〇〇	福岡縣京都郡荊田町	久保
同	筑紫郡太宰府町柏屋郡宇美町	一八、八〇〇	直方市直方	吉田
長崎	北松浦郡鷹島村並ニ海面	九三、〇〇〇	東京市芝區白金今里町	中須三郎
福岡	若松市地先海面	八三、五〇〇	直方市直方	野上辰之助
同	宗像郡田島村勝浦村東郷町	三三、〇〇〇	福岡縣宗像郡勝浦村	黒川鶴夫
山口	厚狹郡生田村並ニ海面	一三、五〇〇	直方市直方	野上辰之助
熊本	天草郡碓石村宮地岳村	八七、五〇〇	熊本縣下益城郡隈庄町	米原作次郎
沖繩	八重山郡竹富村並ニ海面	九〇、〇〇〇	名古屋市中區廣小路通二丁目	南海炭礦株式會社
同	同上	一〇、〇〇〇	同	同
山口	宇部市	一三、二〇〇	宇部市上宇部	菊池
福岡	京都郡今元村地先海面築上郡八津田村地先海面	一、〇〇〇、〇〇〇	東京市目黒區綠ヶ丘	井上
同	京都郡今元村地先海面	一、〇〇〇、〇〇〇	同	同
同	三藩郡大瀧村江上村青木村三又村、水室村	九九、七五〇	同市中野區大和町	同
同	同郡大瀧村木室村木佐木村	五〇〇、八〇〇	同	同
同	宗像郡池野村岬村河東村	九八、六〇〇	長崎市下筑後町	野田
同	浮羽郡水分村船越村	六〇〇、〇〇〇	東京市小石川區高田壹松町	岡
同	朝倉郡大福村	八二、九〇〇	同	同
同	同村浮羽郡水分村船越村	八七、〇〇〇	同	同
同	浮羽郡水繩村水分村船越村福富村	五七、〇〇〇	同	同

同	朝倉郡龜城村金川村	二六、〇〇〇	同	同
佐賀	佐賀縣兵庫村巨勢村北川副村佐賀市	九六、〇〇〇	東京市中野區大和町	小泉安太郎
同	同郡兵庫村巨勢村神崎郡境野村	九〇、七〇〇	同	同
同	西松浦郡二里村大山村	八九、五〇〇	佐賀市御船町	浦池
同	小城郡砥川村杵島郡江北村向石町	九七、五〇〇	佐賀縣藤津郡久間村	山口
宮崎	東臼杵郡北郷村	九三、五〇〇	宇部市中宇部	磯山彌八郎
佐賀	東松浦郡湊村並ニ海面	八九、〇〇〇	佐世保市太田町	篠崎
福岡	築上郡角田村山田村西角田村並ニ海面	九一、〇〇〇	直方市直方	大岡
同	同郡西角田村並ニ海面椎田町地先海面	九八、〇〇〇	同	同
同	同郡角田町地先海面山田村地先海面八屋町地先海面	九三、〇〇〇	同	同
佐賀	杵島郡橋下村北方村	七五、〇〇〇	佐賀市白山町	杵島炭礦株式會社
山口	厚狹郡王宮村、生田村	九九、五〇〇	宇部市東區松ヶ枝町二丁目	岸田
同	同郡厚狹町高千帆町生田村	六、三〇〇	大阪府豊能郡庄内村	奈良井
同	同郡同町高千帆町	一八、一〇〇	同	同
長崎	北松浦郡平戸町並ニ海面中野村地先海面	九三、〇〇〇	兵庫縣武庫郡魚崎町	志風喜美
同	同郡黒島村地先海面	九三、〇〇〇	佐世保市比良町	松永徳助
宮崎	南那珂郡北方村	九四、五〇〇	福岡縣山門郡城内村	河村
福岡	築上郡上城井村京都郡伊良原村	八六、〇〇〇	東京市麹町區丸ノ内二丁目	三菱礦業株式會社
同	三池郡銀水村並ニ海面開村地先海面	四六、六〇〇	小倉市銀治町	藏内次郎
同	山門郡開村地先海面大和村地先海面	九五、八〇〇	同	同

佐賀	三三三	佐賀郡鍋島村高木瀬村佐賀市	九八、〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄郡	山口	峰
同	三三七	同郡南川副村西川副村東與賀村	九七、〇〇〇	同	同	人
同	三三五	西松浦郡山代町並ニ海面	七九、二〇〇	字部市小串	沖ノ山炭礦株式會社	人
同	三三九	杵島郡朝日村若木村	二九、三三三	戸畑市戸畑	明治礦業株式會社	人
同	三三〇	同郡朝日村若木村北方村小城郡西多久村	三三、九〇〇	同	同	人
同	三六一	小城郡三日月村佐賀郡川上村	九六、一〇〇	福岡市古小島	山口	真
同	三六二	東浦郡相知町北波多村	五一、三〇〇	佐賀市上蘆町	馬場	辦三
長崎	四〇〇	西彼杵郡崎戸町地先海面	九八、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	九州炭礦汽船株式會社	外一人
鹿兒島	五七六	薩摩郡里村並ニ海面	八三、〇〇〇	福岡市大名町一丁目	高須重彦	一人
宮崎	二四三	南那珂郡北方村本城村並ニ海面		福岡縣山門郡城内村	河村金太郎	一人

六月分試掘權設定記載漏追加

福岡	六七九	三藩郡青木村三又村佐賀縣神埼郡千歲村	九三、〇〇〇	東京市中野區大和町	小泉安太郎	一人
同	六八〇	同郡城島町江上村青木村佐賀縣神埼郡千歲村	九九、五〇〇	同	同	人
山口	四三三	吉敷郡井關村在山村	四九、〇〇〇	福岡縣若松市海岸通二丁目	株式會社	岡部組
同	四七七	豐浦郡豐田下村西市町	五七、〇〇〇	山口縣厚狹郡厚南町	岩崎謙一	一人
佐賀	三三九	小城郡東多久村南多久村北多久村	九八、〇〇〇	神戸市神戸區京町	村木商事株式會社	一人
同	三三〇	神埼郡蓮池町千歲村佐賀郡東川副村福岡縣	八三、〇〇〇	東京市中野區大和町	小泉安太郎	一人
同	三三三	三藩郡三又村青木村	四〇、八〇〇	同	同	人
同	三三三	佐賀郡兵庫村	五五、三〇〇	同	同	人
同	三三三	同村神埼郡境野村	五五、三〇〇	同	同	人
長崎	四〇七	南松浦郡青方村魚ノ目村北魚ノ目村並ニ海面	九三、〇〇〇	長崎縣北松浦郡小佐々村	松井倉吉	一人



炭界日誌

才津原生

九月廿一日(水)晴

△北支も積極的に物價抑制をなし、先づ石炭の公定價格を設定することに決す。

△本社武内専務、東京より歸社、直に新聞記者團に歸來談を發表す。

九月廿二日(木)晴

△午後一時より本社會議室に於て理事會開催

九月廿三日(金)晴

△若松石炭商同業組合代議員總會

△若松引揚炭入札は本日正午より炭商組合事務所に於て施行したが、入札値暴落して落札せず、自値値段で隨意契約す。

九月廿四日(土)晴

△配合炭原料炭に共販制度實施說流布さる。

九月廿五日(日)晴

△筑豊線の貨物激増して直方驛の山繼數十三萬餘輛に達し當局に於いて輸送力強化に着手す。

九月廿六日(月)晴

△若松合同石炭會社評議員會

△五助會時局對策協議會を午後一時より直方商工會議所に於て開催、福岡聯隊區より鈴木少佐、商工省事務官椎野幸雄兩氏の講演あり、本會より野上會長、武内専務、山本、木會、葉山理事、風戸主事以下職員出席す。

九月廿七日(火)晴

△五助會肥前支部發會式を佐世保市萬松樓に於て舉行。

九月廿八日(水)晴

△若松石炭商組合では午後一時より、同組合事務所にて委員
會を開き、組合長後任として四方田昭和支店長推薦を決
定したが同氏は辭退。

九月廿九日(木)晴

△若松石炭商組合評議員會

九月三十日(金)曇

△飯場制度撲滅に福岡鑛山監督局が乗出し、先づこれが調
査に着手した

十月一日(土)晴

△若松石炭商同業組合は評議員伊藤健輔氏に内定す。

△本社滿洲北支中支皇軍慰問並に炭田視察團一行は本日午
前十時半下關を出發した。

十月二日(日)曇時々雨

△英國五百萬圓を投資して開瀾炭増産に乗出す。

△本社慰問視察團一行滿洲に入る

十月三日(月)雨

△慰問視察團新京着

十月四日(火)晴

△松井西部防衛司令官、筑豊炭田の防空訓練状況を視察
へ起行小松弓削田炭坑々内に突如出水、作業不能となる。

本會より見舞の爲、社員出張す

△本社慰問視察團哈爾濱着

十月五日(水)晴

△福鑛局支所を左の地に設置の旨、本日附官報にて公布
宇部、直方、飯塚、後藤寺、佐世保

△石炭配給統制規則の一部を改正、本日公布實施す

△本社慰問團一行牡丹江着

十月六日(木)晴

△夕張炭坑大爆發本社では直に見舞電報を發す

△高松第二坑選炭場に於て選炭夫一名即死

十月七日(金)晴

△若松石炭商同業組合總會開催正副組合長の選舉を行ふ。

本社慰問團、奉天に引返す

十月八日(土)晴

△福岡鑛山監督局管内石炭山、鑛業報國運動實行委員會開
催、本社より風戸主事出席

△本社慰問團、北京に到着す

十月九日(日)晴

△鑛山機械配給統制機種四十五口に略々決定

十月十日(月)雨

△全國石炭問屋業者懇談會の開催計畫進行

十月十一日(火)雨

△宇部鑛業組合では本日午後一時から各炭坑人事會議を開
き産業報國會結成に就き協議す

十月十二日(水)雨

△若松市新稅設定委員會では石炭稅を斷念し石炭商の寄附
を仰ぐ事に内定

十月十三日(木)曇

△後藤寺西ヶ浦炭坑爆發、六名生死不明

△本會慰問團一行張家口を経て大同着

十月十四日(金)雨

△日本發送電會社石炭購入策決る

十月十五日(土)晴

△本會視察慰問團 井陘炭坑の視察を終る

○トラスト

トラストとはアメリカに發生したものでシンジケートよ
りも尙一層進歩的であり合理的である。

即ちシンジケートは生産、價格、市場は一つの統制下に
置くが原料買入や製産設備等には容喙しない。ところがト
ラストはそれ等の一切を掌り統制するもので最早企業家個
々の獨立はなく一切が同一會社内に屬すると同様になる。

然もそれは同業者のみを糾合するばかりでなく、そばな
らそばに要する一切のものを大傘下に集めて統制して行く
即ちそば粉、うどん粉の買入から製造までは勿論のこと鯉
節や鹽の買入れも醬油醸造會社も自ら經營し、炭山も經營
しお盆製造工場、茶碗井製造工場も自ら經營しそれ等を運
搬する汽車、汽船、自動車も自ら持つと云つたやうなわけ
である。

即ちカルテルシンジケートは横の聯合であるが、トラス
トは縦の聯合であつてフォード會社の如きはその典型的な
ものである。



互助會文藝

俳句

選者 琴月園雷鳴雲先生

課題。 初紅葉、蜻蛉釣り、忘れ扇、川施餓鬼、名月、(明月)

手も足も泥濘しに汚しぬ蜻蛉釣り
川施餓鬼供物流すや船灯し
あちこちに念佛衆や川施餓鬼
朝立の宿に忘れし扇かな
初紅葉人賞し居ぬ龍潛寺
夕映や紅葉明るし天幕村
明月や懸けて樹越の深み見ゆ
山住の雅味をそゝるや初紅葉
防空陣靜かに月も昇りけり
庵の庭荒れしが儘に初紅葉
水倉の中に扇を忘れけり
落首添へて忘れ扇を扇けけり

(響 洋)
(全 人)
(鐵 佛)
(響 洋)
(由起世)
(清 風)
(響 洋)
(杉 堂)
(洋之助)
(菊蘭嬢)
(白 双)
(響 洋)

満月に圍む酒盃や横もすから
先生わ紀念の扇置き去りぬ
洛北に初紅葉して明日歸郷
聲競ひ笑ひさざめき蜻蛉釣り
京女四季とりどりや社紅葉
夕映や紅葉染なす龍田川
明月や戰場の夫惚はるゝ
蜻蛉釣り山懐は茜色
ちぎれ雲あるも風情や今日の月
満月や靜かに更けし曠野哉
放鳥や籠も並へて施餓鬼舟
名月や心圓ろかに酒盃かな
静けさや庫裡夕榮へて初紅葉
雲仙の峯より染めし初紅葉
大嶺わ嵐氣に冷へて初紅葉
名月に船浮べて大湖眺めかな
明月や仄かに見えて山容ち

(千草嬢)
(白 双)
(菊蘭嬢)
(由起世)
(鐵 佛)
(歌 鷹)
(千草嬢)
(由起世)
(杉 堂)
(洋之助)
(由起世)
(白 双)
(清 風)
(千草嬢)
(由起世)
(響 洋)
(清 風)

早醸の醴が届きぬ水馳し
置き扇跡形淋し棚の塵
月今宵遠來の客饗しけり
捨扇へンテの下に濡れて居し
夕冷の宿に忘れし扇かな
蜻蛉釣り畦を圍みて釣競ふ
捨扇幼子動かす不二の山

佳作

戦況の咄しに更ける月今宵
陰徳の家の施主なり大施餓鬼
暮る迄家を忘れて蜻蛉釣り
お初瀬や批抱井うれし初紅葉
明月や一里が程は橋もなし
施餓灯曇る腫を合掌す
初紅葉たれてる溪谷や冷せまふ
施餓鬼船更け行く波にただよえる
溪谷の外夕映へて初紅葉
名月や宗近圓座歌むしろ
ランドセル投出し子等は蜻蛉釣り
名月仰げば高し一つ松
物古りし山の井いけたや初紅葉
忘れ扇發勺して扇け來りけり
中天の月詩誦す陣の秋

(洋之助)
(響 洋)
(白 双)
(響 洋)
(菊蘭嬢)
(洋之助)
(洋之助)
(全 人)
(千草嬢)
(杉 堂)
(千草嬢)
(清 風)
(菊蘭嬢)
(山起世)
(全 人)

拾内

小石原月に明かるき施餓鬼棚
名月や掉さし昇る家形船
終電車扇忘れて飛下りぬ
藤へむや亦出て月の庭を踏む
霧晴や耶馬夕映へて初紅葉
川施餓鬼水面に映ゆる大卒塔姿
方丈の忘れ扇や香味あり
川施餓鬼更けて淋しき靈灯哉
名月や武漢三鎮見下して
太郎より次郎がうまし蜻蛉釣り

五 客

碧潭に迫る温泉宿や初紅葉
名月や無き友惚ふ新戰場
名月や廻廊浮ふ巖島
蜻蛉釣り空地賑ふ紙芝居
敵前の月見トウチカねるう陣

(白 双)
(鐵 佛)
(白 双)
(菊蘭嬢)
(杉 堂)
(響 洋)
(全 人)
(洋之助)
(白 人)
(杉 堂)
(洋之助)
(粹軍曹)
(由起世)
(歌 鷹)
(千草嬢)

人位

濱明けて施俄鬼の供物だよよへる

(由起世)

川柳

選者 琴月園雷鳴雲先生

地位

薦からむ崖を染めけり初紅葉

(白 双)

課題 雨。風。

佳句

名月や松を見越しの濱館

(菊蘭 廬)

宿の雨大風呂敷をひろげ合ひ
雨降と口實今日も呑んで居る

(白 双)

(鳴 濤)

土砂降の白兵戦と稲光り

(響 洋)

痴話喧嘩涙の雨でケリがつき

(杉 堂)

神風わ玄海灘で賊を呑み

(吞 空)

蚊の涙程の雨にて喘き切り

(吞 空)

風邪引いて鼻水ばかり熱もなし

(白 双)

風邪氣味鼻がつまつて微熱あり

(全 人)

雨宿りしたのが深い縁となり

(吞 空)

俄雨遂ひ深くなるもやい傘

(吞 空)

大風も水禍も壞て稔る秋

(吞 空)

樂しみの運動會に憎い雨

(歌 麿)

今迄も風呂に居たかつと娘をしかり

(吞 空)

水喧嘩雨が笑はず中なをり

(白 双)

風呂屋からうつた梅毒と後家は云ひ

(吞 空)

別嬪の褌かたく取る向つ風

(首 月)

轟々戦車篠降る雨を衝き

(由起世)

天位

蜻蛉釣り制して居ると級長哉

選者加吟

戀故に亦釣られけり夕蜻蛉

天位

濱茶屋に忘れて歸る扇かな

選者加吟

膝一ツ叩き出しけり置扇

苔のむす崖千丈や薦紅葉

奥嵯峨の水晴らかに初紅葉

月雲を放るゝせつな見頃かな

名月や發句もせて遊び雲

雜僧の法衣淋しや川施俄鬼

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

川施俄鬼舟もゆるがん經の聲

(一 雷)

(千草 塚)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(一 雷)

(全 人)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

(吞 空)

和歌

選者 三輪則一氏

課題。秋の歌。健康。

平調

漢口の攻略戦を前にして

月見る勇士ころ如何にか

野に山にハイキングする男子とて

いやすこやかに生ひ育つなり

豊前坊高住宮の静けさを

やふりて百舌鳥の高らかに鳴く

病みほけし人の姿に似通ひて

いろあせしまゝに紫苑たちたり

佳調

彦の山ものすこきまで霧こめて

おにすきのみそ高くそひゆる

夜もすから月に向ひてみやひ男か

うたをよむあり文つゝるあり

小山田の稲穂も今は色つきて

なるこの音に雀とふなり

秀選

をみなとて何かは人におくるべき

このすくやかさ身にしみをれば

ゆきゝする船の白帆に朝きりの

晴るゝがうれし鞆の津の浦

千町田の稲のたりほをさらさらと

わたる朝風こゝちよきかな

人

すくやかに生ひをたちゆく幼児は

やかてみ國の柱なりけり

山畑をましろにみせて蕎麥の花

いまを盛りと咲きみられたり

地

底すみし池に影をはうつしつゝ

えだもたわゝに柘榴みのれる

天

戦のにはを偲ひてうつしゑに

つき見のもちひ供へけるかな

追加 秋の歌

萩の花こぼれてはうく黒川の

みなそこふかく雲をうつれる

またきものすくなき世なり粟すらに

買ひしなかはは虫くひにして

健康

此の上の幸ひぞなきやからみな

すぐやかにしてむつび合ひつゝ

生ひ立たばみいくさ人になりなむと

いふをさな子のすくやけきかな

(全 人)

(洞 海)

(千草嬢)

(由起子)

(鳴 濤)

選者

短歌について

編輯部

今月はどうしたものか短歌の應募が少く編輯者及び選者をして頭をひねらせた。短歌と言ふと、何だか改つた形式があるように思はれて一寸喰ひつきにくい氣のする人が多いらしい。しかし、我々は、そのような難しい形式に拘泥せず、心の思ひのまゝに言ひ現はしていゝと思ふ、誰しも始から上手な人はない、本誌には幸ひ親切な選者も居られる事であるから、假令拙くとも振つて應募されたいものである。

参考の爲に詠歌の心得と言つたような事を述べて見よう。歌は詠むものである。歌はすべて眞實な感情を詠み出づるにあつて、苟くも虚構を用ひてはならない、實際、机上で頭の中でコネ上げたものは一目見たら分る、如何にも歌の爲となつて不快である、この意味から、初歩の人は、成る可く實景を、つまり自分の眼に見ゆる景色を有りのまゝに詠んだ方が無難であらう、次に

○詞正しかるべし
すべての文章もそうであるが、殊に短歌は正しい字を正

しい言葉を使ふようにしなければならぬ、これは次に述べる調とも大いに關係がある。

○詞の調高かるべし

これは短歌の五七七七七そのものが、自ら口調よく快よく聞えるところであつて、その上に、この調を高くすることによつて、短歌の生命は躍動する、源實朝の歌に
大海の磯もとどろに寄る波の
破れて碎けて裂けて散るかも

の如き、實感を寫して餘すところなくしかも、うの調べ高き、古今の名歌と稱せらるゝ所以である。

一般にスラ／＼と出来上つた者程秀歌が多いと言はれるが、上句だけ出来て下の句がな／＼出来ずやつと翌日出來た、と言ふのでは、調べの高からう筈はない。

右のように列記したものの、始からこの通りやれと言つても出来難い、たゞ、こう言つた氣持で短歌を作つて貰ひたいと思ふのである。とに角、嘘を作らねばよろしい。

こう言へば、手前味噌になるが、短歌を詠む人に悪人が少い事を附加へて置き度い。

互助會文藝原稿募集

和歌課題

選者 三輪則一氏

晚秋の歌
寫 眞

(歌言にては「うつしゑ」といふ)

俳句課題

選者 琴月園雷鳴雲先生

(人事) 案 山子 (参考句)

据風呂の下や案山子の身の終り

(大草)

(時候) 夜 長

小鳥の枝踏みかへる夜長かな

(蕪村)

(植物) 枝 豆

枝豆に兎のひそむ月夜かな

(月斗)

(動物) 鯊 釣

鯊釣りに山村水廓酒旗の風

(嵐雪)

川柳課題

選者 琴月園雷鳴雲先生

停留所。ネクタイ。

- 一、締切 十一月十日 (嚴守ノ事)
- 一、一題五句以内トシテ添削出來ル様句間ヲ明ケラレタシ
- 一、入選句ニハ選者ヨリ短冊ヲ贈呈致シマスカラ原稿ニハ住所氏名明記セラレタシ。
- 右ノ通り原稿募集致シマスカラ振ツテ御投稿ヲ乞フ

互助會報編輯部

編輯後記

去る十月一日關釜連絡船德壽丸で出發した本會の滿洲、北滿の皇軍慰問並に炭礦視察團一行は、出發以來益々元氣で新京や北滿で皇軍慰問を終へ、牡丹江附近及び撫順炭坑を視察し、北京、天津にて北支駐屯の皇軍を慰問し、蒙疆政府を訪問し、大同、井陘等の大炭坑を調査して、二十三日青島出發二十四日上海着の豫定なれば、長崎歸着は二十六、七日頃になるであらう。

去る廿七日佐世保市の萬松樓に於て發會式を舉行した本會肥前支部では、本月七日第一回理事會を開會、支部長に吉原梅吉氏常任理事に井家上裕、兒玉幸吉兩氏、理事に角口菊藏、龍岡吉、有吉徳太郎氏等の外更に佐々木東、藤井伊藏、久恒貞雄、三崎友一の四氏を新任し、事務所を松浦町に設置して、愈々本格的に炭界統制に乗り出した。

本會幹部の皇軍慰問團一行の長崎歸着當日は大々的に歓迎會を開催の豫定である。

本會相談役岡部亭藏氏は永らく病臥中のさへ、藥石効なく遂に十七日午後十一時二十分永眠せられた。明後二十一日午後三時より四時迄極樂寺に於て告別式を執行せられるが、氏は任侠の志に富み故吉田磯吉翁の後繼者として自他共に許し、株式會社岡部組社長、城水組鐵工所監査役、若松市會議員、若松商工會議所副會頭の要職にあり北九州に於ける政界實業界の大立者として其の逝去は各方面から惜まれてゐる。

本號の編輯は、印刷所の都合によつて急に締切り日を早めたので、原稿も間に合はず、鈴木少佐の講演速記は師團長の檢閲が済まぬので來月號に廻し、皇軍慰問團の現地報告書も未だ到着せず、種々手違になつて甚だ相済みませんが、來月號は相當自信のあるものが出来ると思ひますから御期待を乞ふ。

(十月十九日 白女生)

互助會報・第三卷・第九號

購 一冊 金參拾錢 郵稅共
半年分 金壹圓八拾錢同上
一年分 金參圓六拾錢同上
料金は前金の事

昭和十三年十月十七日印刷納本
昭和十三年十月二十日發行

若松市本町二丁目
石炭鑛業互助會
發行人 風戸 道康
編輯人
若松市本町三丁目
印刷人 吉田 万造
若松市本町三丁目
印刷所 吉田印刷所
電話 六五二番

發行所 石炭鑛業互助會
若松市本町二丁目
電話 長四七
七〇六一
九一八番

鑛山用諸機械

コ	捲	ド	ピ	送	ポ	壓
ー	揚	リ	ツ	風	ン	縮
ル	機	ル	ク	機	ブ	機
カ		シ	シ			
ツ		ヤ	ャ			
タ		プ	プ			
ー		ナ	ナ			



日立製作所

東京丸ノ内・福岡市天神町

昭和十三年四月七日第三種郵便物認可 (毎月二回二十日發行)
 昭和十三年十月二十日發行
 石炭鑛業互助會報 發行所 若松市本町二丁目 石炭鑛業互助會